

## 児童相談所における法的対応の実態等に関する調査研究

子ども家庭福祉研究部 才村 純・澁谷昌史  
嘱託研究員 伊藤嘉余子（日本社会事業大学大学院）  
津崎哲郎（大阪市中央児童相談所）  
磯谷文明（くれたけ法律事務所）

### 要約

全国の児童相談所を対象に、①立入調査、②職権による一時保護、③児童福祉法第28条申立て、④児童福祉法第33条の6に基づく親権喪失宣告請求、⑤親子分離措置と併行して採られた指導措置の実態等に関する質問紙調査を行った。その結果、これら法的対応に伴う保護者の児童相談所への態度は、多くは拒否的であり、児童相談所が対応に苦慮していることが判明した。しかし、当初は威圧的・暴力的だった保護者も28条の承認が下りると消極的同意に転じること、裁判所の決定時の附帯条件が指導を受けることに対する保護者の動機づけを高めていることなどから、司法の積極的な関与が不可欠と考えられた。また、多くの児童相談所がそれぞれ工夫を凝らしながらこれら法的対応を行っており、これらのノウハウの集積が必要と考えられた。このため、2003年度においては、法的対応の具体的な実践方法を盛り込んだマニュアルを作成することとした。

見出し語：児童相談所、法的対応、職権一時保護、司法関与

### A Study of the Actual Conditions of Legal Measures for the Child Abuse Cases in Child Guidance Centers

Jun Saimura, Masashi Shibuya, Kayoko Ito, Teturo Tuzaki, Humiaki Isogae

#### Abstract:

This study is based on the survey on the actual conditions of legal measures for the child abuse cases across all 180 Child Guidance Centers in Japan. The legal measures contain the cases such as site-visit investigations, legal temporary custody and so on.

The survey shows that a lot of parents who are under such legal measures are rejective and aggressive to the CGC, while they have tendency to accept CGC's services if they are ordered to take CGC's advices by family court. So it is considered that the family court should participate more positively in the legal process. We intend to show a guideline about the legal measures accumulating more practices by CGC in 2003.

Key word : Child Guidance Center, legal measures, site-visit investigations, legal temporary custody,  
judicial participation

## I 研究の目的

児童虐待の防止等に関する法律の施行等に伴い、児童相談所における児童虐待への取組みが積極的に行われつつある。とりわけ、立入調査や職権による一時保護、28条申立て等の法的対応事例が急増している。しかし、従来児童相談所は、保護者との信頼関係を基盤としたソーシャルワークを拠り所として援助を行ってきた経緯があり、これら法的対応についてはノウハウも確立されているとはいい難く、現場では試行錯誤を重ねているのが実情である。このような状況の中で、保護者による児童相談所職員等への加害・妨害事件が急増していることが平成13年度における当研究所の調査（主任研究者：才村純）で明らかになっている。

このため、本調査研究では、全国の児童相談所を対象に、立入調査や職権による一時保護、28条申立等の法的対応の実態を把握することにより、児童相談所における法的対応の効果的なあり方を検討する上での基礎的資料を得るものである。

なお、平成15年度は、本調査研究結果に加え、先駆的な取組みを行っている児童相談所に対しヒアリング調査を行い、これらを踏まえて法的対応の実践上の具体的なノウハウを盛り込んだマニュアルを作成する予定である。

## II 調査の方法

全国の児童相談所（180ヶ所）を対象に、①立入調査、②職権一時保護、③28条申立、④33条の6の請求、⑤3号措置と併行して採られた2号措置の実態等に関する質問紙を郵送し、2月28日を期限として回答を求めた。調査期間は、平成15年2月7日から同月末日までである。

調査は、調査対象年度におけるこれら法的対応に関する件数等を求めた全体調査と、該当事例ごとにその内容等を求めた事例調査の2つからなる。

## III 結果

### 1. 回収数及び回収率

全国の児童相談所に調査票を配布した（配布数：180）。回収数は154、回収率は85.6%であった（すべて有効票）。

なお、事例の概要や審判決定内容等に関する自由記述については、プライバシー保護の観点から本報告書では割愛した。

### 2. 全体調査

#### (1) 立入調査(表1～5)

立入調査件数は、平成13年度で153、平成14年度上半期で81であった。平成13年度の状況を見ると、平均

に直せば1児相1件の処理をしている計算になるが、0件が半数以上を占めており、調査件数に格差のあることがわかる。

また、立入調査未執行件数では、平成13年度が20、平成14年度上半期が19となっており、平成14年度に入ってから未執行件数が明らかに多くなっており、平成14年度上半期の立入調査決定総件数の約20%を占めるまでになっている。

立入調査に関するあり方や課題についての自由回答記述では、104票で回答があった。KJ法により記述内容を整理したところ、174の回答に分類された。その結果、とくに警察との協力体制の強化を求める声が最も頻りに記述されていることがわかった。そのほか、「家庭裁判所の令状発行により調査を行うべき」といった司法の関与を求める声や、鍵を壊してまで立ち入れないという限界を指摘したもの、調査を拒否された場合の対応が不透明であることが多く見られた。

#### (2) 職権保護(表6～14)

一時保護件数は、平成13年度で3,671件、平成14年度上半期ではその約半分の1,893件が実施されている。一時保護委託の件数は、一時保護の約三分の一となっている。一時保護全体では、平成13年度では4,703件、平成14年度上半期では2,430件が行われ、平成13年度で見ると、一児相平均で31.1件の一時保護を行っている計算になる。

とくに、児童虐待の増大に伴い、職権保護の増大が指摘されているが、本調査により、平成13年度が488件、平成14年度上半期が249件で、いずれの年度も一時保護総件数の約10%を占めていることがわかった（ここでは表8及び9ではなく、表11の数値を参照した）。

職権保護のあり方や課題についての自由回答記述では、91票で回答があった。KJ法により記述内容を整理したところ、118件の回答に分類された。その結果、職権保護においては、保護者との対立が深刻な課題となっていること、望ましいあり方としては「無用なトラブルを避けるためにも、裁判所の許可を求めて実施する方法が必要」「職権保護に至る判断に客観性をもたせるため、司法の事前承認（緊急時は事後）などの関与が必要ではないか」といった司法絡みでの意見が目立つものであった。

#### (3) 児童福祉法第28条申立(表15～17)

児童福祉法第28条申立の現状については、平成13年度1年間で1～2件を申し立てた児童相談所が30%を超えているものの、半数の児童相談所では行っていないことがわかる。

これに関する自由回答記述では、147 の回答が得られたが（KJ 法により分類）、圧倒的に「司法の積極的関与」という大分類に括れる記述が多かった。具体的には、「前よりはやりやすくなった」という記述が散見される一方で、まだまだ「時間がかかりすぎる」という声が強く、また「承認が下りても、期間の明示があるわけではないので、事実上は児相に差し戻される形となり、親との対立の構図が続く」「28 条申立て施設入所しても、再三の親の面会、強要等により施設側が対抗できなくなり、何らか司法措置が必要」「保護者に対する治療プログラムを審判で示してもらいたい」といった、対保護者に果たす司法の役割が強くと期待されていることがわかる。

#### (4) 児童福祉法第 33 条の 6 請求(表 18)

これについてはほとんど実施されていない。平成 13 年度において 5 件の請求がなされたのみであった。

#### (5) 児童福祉法第 27 条等(表 19)

3 号措置と 2 号措置の併用についても、必ずしも多く実施されているものではない。平成 13 年度で 123 件、一児相平均 0.9 件であるが、66.9%の児童相談所では、0 件の回答となっている。

### 3. 事例調査

#### (1) 立入調査(表 20～52)

立入調査事例については、220 の回答があった。平成 13 年度及び平成 14 年度上半期の立入調査決定総件数が 273 件であるから、80.6%の事例が回収されたことになる。以下、調査項目の順番に沿って、結果を報告する。

##### 1) 虐待の種別(表 20～21)

主たる虐待の種類として、「身体的虐待」が 111 (53.9%) で最も多かった。次に多かったのが「ネグレクト」で、85 (38.6%) であった。

従たる虐待については、「心理的虐待」が 73 と、約三分の一の事例で確認できるものとなっている。また、「ネグレクト」が 43 (19.5%) であるから、主たる虐待の結果とあわせると、ネグレクトは、約二分の一の立入調査決定事例で見られるものであることがわかる。

##### 2) 虐待者(表 22～23)

複数回答で虐待者についてたずねたところ、「実父以外の男性」が最も多く、122 (55.5%) であった。次に「実父」が 76 (34.5%) で多く、男性の関与が明らかに高いものとなっている。

##### 3) 通告・相談者(表 24)

通告・相談者については、「学校/幼稚園/保育所」が最も多く、57 (25.9%) であり、そのほかの通告・相談者は 10%に満たないものばかりであった。

##### 4) 通告・相談から立入調査までの期間(表 25)

通告・相談から立入調査までの期間は、「24 時間未満」が 63 (28.6%)、「1～2 日以内」が 44 (20.0%) と、短い時間で立入調査の決定が出される傾向にある。また、それ以降の 3 日から 6 日以内での決定は比較的だされていないのに対し、1 週間から 4 ヶ月の間での決定が比較的多い期間となっている。

##### 5) ハイリスク要因(表 26～28)

何が立入調査決定の因子となっているのかを、本調査において明らかにするのは難しい。しかし、通告・相談の概要及び立入調査を決定した理由から、とくにハイリスク要因といわれているものが多く見られるのではないかと仮定し、それらを量的に捕捉することを行った。

自由回答記述からの判断であるため、分析の際にとりあげたハイリスク要因の重篤度までは必ずしもわからない（たとえば、「育児不安」のみの記述は計上しなかった、「ひきこもり」は精神保健問題とした等についての妥当性）、「虐待の程度がひどかったため」（立入調査を決定した理由）といった簡潔な記述に埋もれている事実までは把握しきれないという限界があることには留意しなければならない。

結果は、単一の項目だけでは 10%にも満たないものばかりであるが、ハイリスク要因が一つでも確認できる事例を加算すると、約三分の一の事例が該当することがわかった（ただし、リスク要因の重複がある事例を若干含んでいる）。

##### 6) 立入調査の事前告知の有無(表 29)

立入調査を決定し、実行するまでの間に事前告知をしたかどうかについてたずねたところ、告知しなかったものが 184 (83.6%) を占めた。

##### 7) 立入調査執行の可否(表 30～32)

B 票で回答があったもののうち、立入調査ができたものは 194 (88.2%)、立入調査未執行事例については、21 (9.5%) であった。立入調査を決定しながらも未執行に終わった理由の三分の一は、「施設されていたため」であり、同じく、「保護者が不在であったため」も三分の一の事例で該当するものであった。

## 8) 立入調査時の保護者の態度 (表 33~36)

最も多かった回答は、「保護者からの特段の抵抗がなかった」で 88 (45.4%) であった。これに「保護者不在」の 29 (14.9%) を加えると、半数以上の事例では、保護者との摩擦は生じていないといえる。

しかし、その一方で、「威圧的・暴力的態度」が約五分の一あり、その加害・妨害状況については、「バットでなぐろうとした」「児相が被虐待児の保護をするつもりで、入室したため、父親が逆上し、棒で職員をなぐりかかろうとした」等、昨年度報告したものと同様、憂慮すべきものが記載されていた。

## 9) 警察官協力要請の状況 (表 37~38)

警察官協力要請は、194 事例のうち 127 (65.5%) で行われていた。協力要請の内容は、「加害・妨害への対応」にカテゴライズされるものが最も多く、78 事例で記載されていた。

## 10) 立入調査時の体制 (表 39~41)

無回答を除くと、「6~7人」が 38 (19.6%) と最も多い。また、それに続く「8~9人」「10人以上」をあわせると、6人以上の体制で実施されている事例が半数近くを占めることがわかる。ただし、その一方で、「2人」が 25 (12.9%) と、相対的に見て少なくない割合を示している。

この立入調査執行チームのメンバーとなるのは、平均値で見ると、警察官と児童福祉司が最も多い(警察官が平均 2.9 人、児童福祉司が平均 2.6 人)。具体的な人数を見ても、この二職種が立入調査に頻繁に従事する傾向が指摘できる。

ほかの職種については、平均値では 1 人台であるが、半数以上の事例で無回答であることに留意する必要がある。具体的な人数を見ていっても、「児童相談所の管理職」「心理判定員」以外は、せいぜい 10% の事例で同行しているに過ぎない。

また、70 事例以上で「その他」の職種が関わっているが、「虐待対応協力員」「児童相談所の看護師」「児童相談所の保健師」などが該当している。

## 11) 立入調査時の対応と工夫 (表 42~45)

立入調査時の対応については、193 事例で回答があった(プライバシー保護のため具体的内容は割愛)。

立入調査を円滑に行うために工夫したことについては、172 事例で回答があった。大分類レベルで見ると、当日になってその場での工夫をすることよりも、事前に連携をしっかりと行うことが大切であると考えられている。そ

の連携の中身について具体的に記述されているものを見ると、「学校、民生児童委員、警察等から本家庭の事情や問題性についてかなりの情報を集めた」といった情報収集・共有に関するもの、「生保 CW の協力を得て、生保 CW 訪問時に同行し実施した」「スムーズに児童を救出確保する為、学校と連絡を取り合い、児童の所在を明らかにし、帰宅後友人宅に遊びに行っていた児童を学級担任が呼び出し、一時保護を実施した」といったように機関の機能を生かした立入計画を立てているものなど、事例の実情に合わせて多様に行われている。

なお、警察との連携については、やはりここでも、「警察官同行により抵抗を未然に防いだ」「内夫の抵抗も予想し、警察の応援も得たこと」など、加害・妨害に対応したものが目立つ。

## 12) 児童福祉法第 62 条に基づく刑事告発 (表 46~48)

児童福祉法第 62 条に基づく刑事告発の有無は、0 (0.0%) であった。なぜ行わなかったかについては、職務執行妨害がなかったというものが最も多かった。そのほか、「虐待がひどくなかった」「子どもを保護できた」という理由によって児童福祉法第 62 条を用いていないという回答が目立った。

## 13) 立入調査後の対応 (表 49~51)

立入調査後の対応については、「一時保護」が最も多く、86 (44.3%) であった。次に、「在宅指導」が 52 と、約四分の一を占めている。

「その他」が約 10% を占めているが、関係機関や転居先を所管する児童相談所への引き継ぎなどが該当している。

また、立入調査後の保護者の態度は、「親和的・協力的態度」が 97 (50.0%) であった。その一方で、「拒否的態度・無視」が 55 (28.4%) であった。

## 14) 立入調査指示権限の児童相談所長への委任 (表 52)

最後に、立入調査指示権限の委任状況であるが、173 (89.2%) が、すでに児童相談所長へ委任しているとの回答であった。

## (2) 職権一時保護 (表 53~89)

職権一時保護については、639 事例の回答があった。平成 13 年度及び平成 14 年度上半期の職権一時保護の総件数が 737 件 (表 11) であるから、86.7% の事例が回収されたことになる。以下、調査項目の順番に沿って、結果を報告する。

### 1) 一時保護の実施内容 (表 53)

一時保護の内訳は、一時保護が 468 (73.2%)、一時保護委託が 111 (17.4%)、無回答が約 10% の 60 であった。平成 13 年度及び平成 14 年度上半期の職権一時保護件数が 591 件、同じく職権一時保護委託が 165 件であるから、事例の回収率はそれぞれ 79.2%、67.3% である。

### 2) 虐待の種別 (表 54~55)

主たる虐待の種別は、身体的虐待が 351 (54.9%) で最も多く、次にネグレクトの 162 (25.4%) であった。

従たる虐待の種別では、立入調査と同じく、心理的虐待が 215 (33.6%) で最も多く、次にネグレクトが 143 (22.4%) で多かった。

### 3) 虐待者 (表 56~57)

虐待者についても、立入調査と同じ傾向が見られる。すなわち、「実父以外の父親」が 320 (50.1%)、「実父」が 239 (37.4%) と、男性が多くあげられている。

### 4) 通告・相談者 (表 58)

通告・相談者は、やはり「学校/幼稚園/保育所」が 183 (28.6%) と多いが、立入調査と異なることとして「警察」が 141 (22.1%) と約五分の一を占めている。

### 5) 通告・相談から職権一時保護までの期間 (表 59)

通告・相談から職権一時保護までの期間では、「24 時間未満」が 294 (46.0%) と半数近くを占め、「1~2 日以内」の 51 (8.0%) で半数を超える。次に多いのは、「1 週間~1 ヶ月以内」であるが、80 (12.5%) にまで件数は少なくなる。

### 6) 立入調査の有無 (表 60)

立入調査の有無についてたずねたところ、「あり」は 79 (12.4%) にしかならず、多くは立入調査なしで保護する過程を経ていることがわかる。

### 7) ハイリスク要因 (表 61~63)

立入調査のときと同じく、相談・通告の概要及び職権一時保護を行った理由から、ハイリスク要因といわれるものを抽出したところ、全体の 30% 近くで確認されるものであることがわかった。

### 8) 一時保護の告知 (表 64~66)

一時保護先の告知は、一時保護後の告知が 367 (57.4%) と最も多く、「一時保護前に告知した」の 181 (28.3%) を大きく上回った。「告知しなかった」という

回答は、28 (4.4%) であった。

「一時保護後に告知した」と回答した事例について、一時保護してから告知するまでの日数をたずねたところ、「1 日後」が 57 (15.5%)、「0 日」が 36 (9.8%) というものが多く、それを反映して平均は 1.7 日後という結果であった。

また、一時保護先の告知については、告知したものが 393 (71.7%)、告知しなかったものは約四分の一である 147 であった。

### 9) 職権一時保護時の保護者の態度 (表 67~70)

「特段の抵抗なし」が 245 (38.3%) で最も多かったが、その一方で「威圧的・暴力的態度」が 171 (26.8%) と約四分の一を占めている。また、「保護者不在」が 136 で職権一時保護事例の約五分の一で見られるものとなっている。なお、加害・妨害の内容については、「激しい口調/非難/暴言」といったものが多かった。

### 10) 警察官協力要請の状況 (表 71~72)

警察官協力要請については、161 (25.2%) で「要請した」との回答があり、立入調査よりも少ない頻度で協力要請がなされているという結果であった。協力要請については、「加害・妨害への対応」にカテゴライズされるものが 67 と最も多かったが、「身柄付通告」を中心とした「子どもの安全確保」のために協力を得ている場合も比較的多かった。

### 11) 一時保護実施時の人数 (表 73~75)

立入調査の結果と異なり、6 人以上での実施は 20% 強であり、「2 人」の 104 (16.3%)、「3 人」の 100 (15.6%) が比較的多い回答であった。また、身柄付通告があることを反映してか、無回答が 149 (23.3%) あった。

職種別に見ると、無回答が少なく、かつ平均が高いのは児童福祉司である。また、「児童相談所の管理職」や「心理判定員」、「警察官」、「学校等の教員・保育士」は、20~25% の事例で一時保護実施に携わっているという結果であった。

### 12) 職権一時保護中の保護者の児童相談所への態度 (表 76~79)

職権一時保護時には、「特段の抵抗なし」が最も多い回答であったが、この設問に対しては、「引取を主張」が 299 (46.8%) と半数近くを占めた。また、約 10% を占めた「その他」の記述内容の約三分の一の事例で、「反発/脅し/抵抗/非協力的」にカテゴライズされるものが見られた。

職権一時保護中に実際に保護者から加害・妨害を受けた事例は、職権一時保護時とだいたい同じくらいの割合で見られ、125 (19.6%) であった。その内容は「拒否/無視」や保護者の立場や意見を主張するというものが多かった。

### 13) 面会・通信の制限 (表 81~83)

一時保護中の面会制限は 404 (63.2%)、通信制限は 309 (48.4%) の事例で行われている。

制限の理由は、面会も通信も似たような内容であった。すなわち、いずれも虐待者の自覚がなく(面会の場合は強制引取の可能性も含む)、児童への影響(とくに心理的なもの)が懸念されること、また児童本人が拒否をしていること(保護者に対して脅えていることが明らかな場合も含む)が主たるものとなっている。

### 14) 職権一時保護解除後の対応 (表 84~85)

職権一時保護解除後の対応をたずねた結果、最も多かったのは、「保護者の同意による施設入所」で 224 (35.1%) であった。そのほか、「児童福祉法第 28 条申立を経て施設入所」が 111 (17.4%)、「在宅指導が適当と判断し、在宅指導」が 105 (16.4%) と、比較的多い回答を得た。「やむを得ず家庭引取とし、在宅指導」「やむを得ず家庭引取とし、在宅指導なし」は、決して多くはなかったが、ふたつをあわせて 60 (9.4%) と、約 10% を占めるものとなっている。

### 15) 職権一時保護解除後の保護者の児童相談所への態度 (表 86~89)

職権一時保護解除後の保護者の態度については、保護中の態度と異なることとして、「引取を主張」が 90 (14.1%) と比較的小さい回答であった。しかし、約五分の一を占めた「その他」のうち、約半数は「指導を拒否している」という回答であり、「引取を主張」とあわせて、約五分の一の事例では相変わらず困難な関係性を持っているといえる。

また、「親和的・協力的態度」が 207 (32.4%)、「諦め」が 160 (25.0%) と、時間の経過とともに態度を変化させる保護者が少なからずいることがわかる。実際、「職権保護前後での保護者の相談所への態度の変化」をたずねたところ、多いのは「(変化)なし」であるが、193 (30.2%) が「(変化)あり」としている結果であった。その変化の理由については、「ケースワーク関係を継続したことにより」というものにカテゴライズされる内容が多かった。

### (3)児童福祉法第 28 条申立(表 90~145)

児童福祉法第 28 条申立については、157 事例の回答があった。本調査の全体調査から、平成 13 年度及び平成 14 年度上半期で 177 事例のあることがわかっている。事例の回収率は、87.6%である。

#### 1) 虐待の種別 (表 90~91)

主たる虐待の種別においては、身体的虐待が 65 (41.4%) で最も多く、次にネグレクトの 57 (36.3%) であった。従たる虐待では、やはり心理的虐待が多く、57 (36.3%) であった。ネグレクトが 57 (36.3%)、身体的虐待が 42 (26.8%) であった。

#### 2) 虐待者 (表 92~93)

虐待者についても、これまでに見た事例と同じ傾向にあり、「実父以外の父親」が 88 (56.1%) と最も多く、「実父」が 65 (41.4%) で次に多かった。

#### 3) 通告・相談者 (表 94)

通告・相談者については、「学校/幼稚園/保育所」が最も多く、44 (28.0%) であった。次に「警察」が 28 (17.8%) となっており、そのほかの通告・相談者は約 10%かそれ以下であった。

#### 4) 通告・相談から 28 条申立までの期間 (表 95)

通告・相談から 28 条申立までの期間は、「1~3 月以内」が 59 (37.6%)、「半年以上」が 52 (33.1%) と多く、立入調査や職権一時保護とは異なる傾向を示した。「24 時間以内」でも、わずか 5 (3.2%) であるが、申立が行われていることがわかる。

#### 5) 立入調査の有無 (表 96)

立入調査については、「なし」が 127 (80.9%) で、職権一時保護での結果と同様、28 条申立までの過程に必ずしも行われないものであることがわかる。

#### 6) ハイリスク要因 (表 97~99)

ここでも、相談・通告の概要及び 28 条申立を行った理由の記述内容から、ハイリスク要因と思われるもののいくつかを取り上げ、事例の特性を明らかにする試みを行った。その結果、立入調査や職権一時保護よりも高い割合でハイリスク要因が確認された。ハイリスク要因ひとつひとつについて見ると、保護者の精神保健問題絡みのものが比較的高い割合を示し、ハイリスク要因がひとつでも確認される事例は、申立事例全体の 40%を超えていた。

7) 児童福祉審議会への意見の聴取 (表 100~105)

児童福祉審議会への意見聴取を行った事例は、105 (66.9%) と半数を超えている。その理由は、「申立の妥当性を判断してもらうため」である。

また、児童福祉審議会の意見内容は、100 事例 (95.2%) で、児童相談所の方針を支持するものとなっている。そして、意見聴取後は、「児童相談所の当初の方針通りに 28 条申立」という回答が、90 (85.7%) と最も多くなっている。

8) 28 条申立の対象となった措置 (表 106~107)

28 条申立の対象となった措置は、「児童養護施設への措置」が 121 (77.1%) で最も多かった。「児童福祉施設への措置 (施設種別を特定せず)」が二番目に多かったが、15 事例 (9.6%) にしか該当していない。

9) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号措置に対する児童の意向 (表 108)

児童相談所の 3 号措置申立に対して、児童本人が同意したものは 93 (59.2%) で、「不明」が 33 (21.0%) と比較的多い回答となっている。

10) 申立に対する保護者の態度 (表 109)

申立に対する保護者の反応は決して肯定的なものではない。最も多い回答は、「威圧的・暴力的態度」で 75 (47.8%)、それと同じくらい多い頻度で「無視」が回答されており、63 事例 (40.1%) で該当するものとなっている。

11) 28 条申立の結果 (表 110)

申立の結果は、おおむね児童相談所の見通しに沿ったものといえる。最も多い回答が、「承認 (一部承認を含む)」で 119 (75.8%) であった。

また、「却下」という回答は少なかったが、「取下げ」が 32 と、約五分の一の事例を占めている。

12) 申立から結果が出るまでの期間 (表 111)

申立から結果が出るまでの期間は、「1 ヶ月以上 2 ヶ月未満」が 50 (31.8%) と最も多く、次に「2 ヶ月以上 3 ヶ月未満」が 32 (20.4%) となっており、1 ヶ月以上 3 ヶ月未満で結果が出る事例が、全体の約半数を占めている。また、「3 ヶ月以上 6 ヶ月未満」も、29 (18.5%) と少なくない回答を得ており、結果が出るまでに 6 ヶ月を見ることが珍しくないといえる。

13) 承認の場合の保護者の態度 (表 113~114)

承認が出た場合に、保護者の態度が著しく好転するわけではないが、「消極的同意」が 43 (36.1%) となっており、申立時の態度とは大きく違った傾向を示している。

また、申立時にも多かった「無視」は、ここでは 51 (42.9%) と最も多い回答になっている。

14) 承認の場合に児童相談所が最初にとった措置 (表 115~117)

申立の対象となった施設での回答とほぼ同じ割合で、「児童養護施設への措置」が最も多く、90 (75.6%) であった。

15) 保護者による即時抗告の有無 (表 118)

保護者による即時抗告は、「なし」が 103 (86.6%) で、「あり」は 16 と、約十分の一の割合で行われている。

16) 却下・取下げの場合に児童相談所がとった措置 (表 119~122)

却下・取下げについては事例数が少なくなるが、ここでも「児童養護施設への措置」が 13 (37.1%) と最も多く、「その他施設への入所」とあわせて却下・取下げ事例の約半数を占める。

また、在宅指導も多く、11 事例で見られ、これは却下・取下げ事例の約三分の一を占めている。

17) 係属中の場合の現在の処遇状況 (表 123)

係属中の場合の現在の処遇状況について、自由回答記述で回答を求めたところ、「児童福祉施設入所」が 7 事例、「一時保護委託」が 2 事例で回答され、多くが子どもの保護に至っていることがわかる。

18) 審判に係る附帯条件等の状況 (表 124~128)

審判に係る附帯条件等の状況について、複数回答を得たところ、とくに条件提示や要請が裁判所から出されなかった事例が 72 事例 (45.9%) となった。条件提示や要請がなされる場合には、保護者側よりも児童相談所側になされることが比較的多く、「調査過程で裁判所側から児童相談所に条件提示や要請あり」「審判理由中で、児童相談所に条件提示や要請あり」が、いずれも全事例の約十分の一を占めている。

その内容は、前者の場合は、「根拠となる記録や資料の提示」「指導計画の提示」が多く、後者の場合は、再統合に向けた努力を含む、援助努力を求めるものであった。

また、保護者に対して提示がなされる場合には、調査過程でも審判理由中でも、児童相談所の指導を受けるこ

とが伝えられることが多いという結果であった。

19) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号措置をとった後の  
保護者の態度 (表 129~132)

3号措置をとった後は、児童相談所に対しても、施設・里親に対しても、好ましい関係を形成しているとは言いがたいものであることがわかった。確かに、申立時の態度に比べれば、「親和的・協力的態度」が明らかに多くはなるが、児童相談所に対しては「引取を主張」が 28 (17.8%) あり、最も多い回答を得ている。「その他」の内容を見ても、「無視/反応なし」「反抗/脅し/抵抗/非協力的」に該当する記述が大半を占めている。

施設・里親に対しては、「引取を主張」が少ない一方、「その他」において「施設名は伏せている」という記述が多く、引取要求を強く持った保護者が少なからずいることが示唆されている。また、「特に反応なし」という無関心な態度も、施設・里親への態度に多く見られるものとなっている。

20) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号措置をとった後の、  
児童虐待防止法第 12 条の面会・通信の制限 (表 133  
~136)

3号措置をとったあと、児童虐待防止法に基づいて面接や通信の制限をしている事例が少なからずあり、面接の制限が 88 (56.1%)、通信の制限が 74 (47.1%) でとられている。

制限の理由については、いずれの場合にも、「虐待者に自覚がない/強制引取が懸念される」にカテゴライズされる内容が最も多く、それと並んで「本児が面会拒否 (保護者への脅えが見られる場合も含む)」「本児への心理的影響が危惧」というものが相当数回答されている。

21) 申立前と後における保護者の児童相談所への態度の  
変化 (表 137~138)

これまでの回答からも示唆されているように、申立後にも保護者との関係困難を抱える事例は少なくない。本設問への回答を見ると、「(変化) あり」が 40 (25.5%) に対して、「(変化) なし」が 90 (57.3%) であった。

変化があったものについて、その状況を自由回答記述によってたずねたところ、「指導を受け入れるようになった」「指導に対して前向きな姿勢が出てきた」という変化を記述したものが多く、悪い方向へ展開していったとするものは少なかった。

22) 28 条を本案とした保全処分申立 (表 139~141)

28 条を本案とした保全処分については、ほとんど行わ

れていない。「あり」の回答は、わずか 2 (1.3%) であった。

23) 一時保護や児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置  
について説得するための対応 (表 142~145)

保護者の同意を得て子どもを保護したり、施設措置したりするためには、抵抗を示したりする保護者への効果的な関わりが求められることはいままでもない。本調査では、これに関して「有効だと思う対応」と「実際の対応」の双方について回答を求めた。

その結果、いずれの設問においても、「児童福祉審議会に事情聴取する旨を伝える/伝えた」「行政不服申立を行うよう教示する/した」が 30%前後、「親子分離を図る際に何らかの条件提示を行う/行った」が 25%前後の回答を得た (ただし、無回答も 30%前後で見られた)。

(4) 親権喪失宣告請求 (表 146~172)

親権喪失宣告請求については、全体調査で把握された 5 事例すべての情報が収集された。

1) 虐待の種別 (表 146~147)

虐待の種別については、身体的虐待が 1、性的虐待が 2、心理的虐待が 2 で、ネグレクトはなかった。従たる虐待では、身体的虐待が 2、ネグレクトが 1、心理的虐待が 2 であった。

2) 虐待者 (表 148)

虐待者については、無回答の 1 事例を除いて、すべて実父以外の父親であった。

3) 通告・相談者 (表 149)

「医療機関」「児童福祉施設 (保育所除く)」「警察」「学校/幼稚園/保育所」がそれぞれ 1 ずつで、1 事例については無回答であった。

4) 通告・相談から 33 条請求までの期間 (表 150)

1 事例については「24 時間以内」との回答であったが、そのほかについては「3~6 ヶ月以内」が 2、「半年以上」が 2 と、28 条申立と同じく、早期の段階でとられるものではないことが示唆されている。

5) 立入調査の有無 (表 151)

全事例において、立入調査は行っていないという結果であった。

6) ハイリスク要因 (表 152~155)

結果は、プライバシー保護のため割愛してあるが、適切な養育可能性が少ないと判断されるようなプロセスの中で、33条申立が行われているようである。

7) 33条請求に対する保護者の態度 (表 156)

「無視」が2、「威圧的・暴力的態度」が3で、「親和的・協力的態度」は0であった。

8) 33条請求時点における児童の処遇 (表 157)

3事例は「一時保護・一時保護委託」であり、すでに施設入所措置がとられているものは1、在宅指導が1であった。

9) 33条請求から結果が出るまでの期間 (表 158)

「1ヶ月以上~3ヶ月未満」が1、「3ヶ月以上6ヶ月未満」が2であった。係属中のものが2事例で見られ、無回答は1であった。

10) 33条請求の結果 (表 159)

33条請求の結果は、「認容」が2、「係属中」が2、「取下」が1で、「却下」は0であった。

11) 33条請求が認容された場合 (表 160~167)

33条請求が認容された場合の理由は、プライバシー保護のため割愛した。そのときの保護者の態度については、「父親が服役中」と「消極的同意(諦め)」が1ずつの回答であった。

一方、認容を受けて児童相談所側では、親族の養育力を活用したもの(祖母宅に返す)が1、変化がなかったものが1であった。

このうち、1事例については、引取先の祖母が未成年後見人として選任を受けている。

12) 却下・取下げの場合に児童相談所がとった措置 (表 168)

取下げとなった1事例について、「33条請求時点における児童の処遇に変化なし」との回答であった。

13) 審判係属中の場合の現在の処遇状況 (表 169)

係属中である2事例については、いずれも「施設入所」により対応をしている。

14) 33条の6を本案とした保全処分申立の有無 (表 170~172)

保全処分については、「あり」が3、「なし」が1、無

回答が1であった。

「あり」について、保全処分の内容と決定理由をたずねたところ、親権者の職務執行停止と代行者の指定に関わるものであることがわかった。

(5) 児童福祉法第27条第1項第3号措置と第2号措置の併用(表 173~200)

児童福祉法第27条第1項第3号措置、すなわち児童の施設入所措置とあわせて、同条同項の第2号措置、すなわち児童福祉司等による指導をとった事例については、146事例が収集された。全体調査において、平成13年度及び平成14年度上半期で196事例のあったことがわかっているため、事例の回収率は74.5%であった。

1) 虐待の種別 (表 173~174)

虐待の種別については、身体的虐待が61(41.8%)と最も多く、次いでネグレクトの43(29.5%)となっている。ほかの事例調査と比べて、無回答が21(14.4%)と多かったのが異なっている点である。

また、従たる虐待の種別についても、無回答が82(56.2%)と半数以上を超えており、それを除いては、心理的虐待が26(17.8%)、ネグレクトが25(17.1%)、身体的虐待が20(13.7%)と似たような割合を示している。

2) 虐待者 (表 175)

虐待者については、ほかの事例調査と同じ傾向を示している。すなわち、「実父以外の父親」が83(56.8%)と最も多く、次に「実父」が34(23.3%)と多くなっている。

3) 通告・相談者 (表 176)

最も多い回答は「学校/幼稚園/保育所」で23(15.8%)であった。しかし、その割合は、ほかの事例調査よりも低く、「警察」や「福祉事務所」の回答と近いものとなっている。ほかの事例調査と比べて、「家族」が14(9.6%)とやや多くなっているほか、無回答が22(15.1%)と明らかに多くなっている。

4) 立入調査の有無 (表 177)

立入調査の有無についてたずねたところ、「なし」が105(71.9%)と最も多い回答であった。「あり」は11(7.5%)で、それ以外は無回答であった。

5) ハイリスク要因 (表 178~179)

相談・通告の概要をもとに、ハイリスク要因の頻度についてここでも集計作業を行った。その結果、ハイリス

ク要因が見られる事例は、1 事例でのハイリスク要因重複を含め、24 (17.9%) であった。これは、ほかの事例調査よりも、少ない割合であった。

#### 6) 2号措置の内容 (表 180)

2号措置の内容をたずねたところ、無回答の 37 (25.3%) を除くと、ほとんどすべてが「児童福祉司指導」で、108 (74.0%) という結果であった。

#### 7) 施設入所・里親委託との別 (表 181~182)

無回答の 19 (13.0%) を除くと、ほとんどすべての事例で「施設入所措置」を回答している。施設の種別について記入を求めたところ、大半が「児童養護施設」であり、次に「乳児院」という結果であった。

#### 8) 措置・委託の経緯 (表 183~184)

児童を施設措置した経緯については、「保護者の同意に基づく措置」が 96 (80.0%)、「児童福祉法第 28 条の承認に基づく措置」が 24 (20.0%) であった。里親委託の経緯については、すべての事例で「保護者の同意に基づく措置」という回答であった。

#### 9) 当該 2号措置の頻度、内容、担当者 (表 185~196)

2号措置の頻度については、46 (31.5%) あった無回答を除けば、「1 ヶ月に 1 回程度の保護者への通所指導」が 42 (28.8%) で最も多い回答であった。次に多かったのが、「1 ヶ月に 1 回程度の訪問指導」で 18 (12.3%) という結果であった。ほかの回答を見ても、1 ヶ月に 2 回以上の頻度で行われることが稀であるといえる。

担当者については、保護者の通所指導については、児童福祉司と心理職が頻繁に上がり、児童の通所指導では心理職、訪問指導では児童福祉司が多く担っていることがわかる。

また、「その他の指導」が比較的多い回答であったが、その記述内容についてはカテゴライズしづらいほど、多様なものとなっている。

#### 10) 児童虐待の防止等に関する法律第 13 条に基づく指導担当者への意見聴取の状況 (表 197~200)

児童虐待の防止等に関する法律第 13 条に基づく指導担当者への意見聴取の状況については、ほとんど実施されておらず、「なし」が 106 (72.6%) で、「あり」は 8 (5.5%) にしか過ぎないものであった。

この 8 事例で該当する指導担当者への意見聴取の結果については、「保護者の意向どおり家庭引取り」が 7 (87.5%) と最も多い回答であった。(澁谷 昌史)

## IV 考察

職権一時保護や 28 条申立等の法的対応に伴う保護者の児童相談所への態度は、多くは拒否的であり、児相が対応に苦慮している事実が判明した。適切な対応を図るには、児童相談所における法的対応に関する援助技法の確立を急ぐことは無論であるが、当初は威圧的・暴力的だった保護者も 28 条の承認が下りると消極的同意に転じること、一般的には児童相談所と保護者とが対立関係に陥ると、その後の援助が成立しないと考えられるが、裁判所の決定時の附帯条件が保護者に対して指導を受けるインセンティブとなっていること等を踏まえると、保護者が指導を受けることへの動機づけを図るために、司法の関与が不可欠と考えられる。

現在社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」において、28 条ケースの司法による事後審査や 28 条を本案とする保全処分が検討の俎上に上っている。保全処分の範囲をどうするのか、また事後審査期間を制度的に一律に設定するのか個別事例ごとの司法機関が設定するのかなど、今後の検討を待たなければならないが、今後の制度化や運用状況により、例えば、28 条の保全で司法機関が保護者に対して、児童の引取り禁止や児童相談所への妨害禁止などを命令することにより、児相職員への加害・妨害事件への抑止が図られ、また子どもの確実な保護が担保できることも期待できる。また、28 条の事後審査において、例えば司法が附帯条件として児相等でのケア受講を保護者に命令すれば、次の審査を意識して保護者はケアを受けざるを得なくなるとも考えられる。

ただし、これだけだと在宅指導の保護者の動機づけは図られないのではないかと懸念されるが、保護者が関係機関の援助を拒否すること自体、かなりのハイリスクであることは間違いなく、そのような場合は親子分離も考えなくてはいけないかも知れない。

いずれにしろ、上記のような司法関与が図られれば、事後審査に向けた書類作成や家庭裁判所との調整等で児童相談所の業務量は増えることが予想される。また、保護者への指導ケースも格段に増えるものと思われる。そうすると児童相談所の現状の体制では到底対応しきれないことは明らかである。したがって、児童相談所の体制の抜本的強化が図られる必要がある。

今回の調査で、全国の児童相談所がそれぞれ、工夫を凝らしながら法的対応を行っている実態が把握できた。確実にノウハウは集積されつつある。調査で回答を得た法的対応における工夫等の自由記述の内容は膨大なものであり、本報告書に掲載したのはその中のほんの一部でしか過ぎない。平成 15 年度は、今回の調査で得られた。

実践のノウハウや意見に加えて、特に斬新な取組みを行っている児童相談所へのヒアリング調査を行うことによりさらに詳細な知見を収集し、法的対応の具体的な実践方法を盛り込んだマニュアルを作成する予定である。

最後に、ご多忙の中、本調査研究にご協力いただいた研究協力者をはじめ、全国の児童相談所の方々には心から感謝申し上げる次第である。

(才村 純)

(1) 全体調査(調査票A)

表1 立入調査決定件数及び未執行件数、未執行率

	決定件数	執行件数	未執行件数	未執行率(%)
平成13年度	173 (1.3)	153 (1.1)	20 (0.2)	11.6
平成14年度(上)	100 (0.8)	81 (0.6)	19 (0.2)	19.0

( )内は1ヶ所当りの平均件数

表2 立入調査件数別内訳

	平成13年度		平成14年度(上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
0件	86	55.8	109	70.8	82	53.2
1~2件	37	24.0	19	12.3	40	26.0
3~5件	14	9.1	7	4.5	10	6.5
6~9件	5	3.2	4	2.6	11	7.1
10~19件	1	0.6	0	0.0	4	2.6
20~29	0	0.0	0	0.0	0	0.0
30~49	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50~99	0	0.0	0	0.0	0	0.0
100件以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	11	7.1	15	9.7	7	4.5
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表3 立入調査未執行件数別内訳

	平成13年度		平成14年度(上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
0件	120	77.9	118	76.6	125	81.2
1~2件	10	6.5	9	5.8	13	8.4
3~5件	0	0.0	3	1.9	3	1.9
6~9件	1	0.6	0	0.0	0	0.0
10~19件	0	0.0	0	0.0	1	0.6
20~29	0	0.0	0	0.0	0	0.0
30~49	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50~99	0	0.0	0	0.0	0	0.0
100件以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	23	14.9	24	15.6	12	7.8
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表4 立入調査に関する自由回答記述

	実数	%
記入あり	104	67.5
記入なし	50	32.5
合計	154	100.0

表5 自由回答記述内容

カテゴリー	件数
社会資源の適正な活用が求められている	95
警察との協力体制の強化	(39)
司法の関与	(24)
援助機関が強権的介入を行うことに矛盾	(19)
関連機関と足並みが揃わない	(6)
児童委員の位置づけがあいまい	(4)
立入調査者・立入権者の範囲拡大	(3)
調査拒否にあった場合に困難	57
鍵が壊せないことがネック	(24)
調査拒否にあった場合に困難	(23)
虐待の定義があいまい	(8)
危険回避対策の明文化	(2)
児童相談所の対応力強化	10
研修の充実	(6)
権限を強化	(5)
その他	9
特になし	2
合計	174

表6 所内一時保護件数

平成13年度総件数 : 3,671件 (AVE. 24.3件)

平成14年度(上)総件数 : 1,893件 (AVE. 13.1件)

	平成13年度		平成14年度(上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
0件	4	2.6	10	6.5	5	3.2
1~2件	14	9.1	18	11.7	11	7.1
3~5件	10	6.5	28	18.2	8	5.2
6~9件	14	9.1	21	13.6	9	5.8
10~19件	33	21.4	33	21.4	23	14.9
20~29	32	20.8	20	13.0	17	11.0
30~49	30	19.5	13	8.4	38	24.7
50~99	11	7.1	2	1.3	28	18.2
100件以上	3	1.9	0	0.0	8	5.2
無回答	3	1.9	9	5.8	7	4.5
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表7 一時保護委託件数

平成13年度総件数 : 1,104件 (AVE. 7.6件)

平成14年度(上)総件数 : 601件 (AVE. 4.2件)

	平成13年度		平成14年度 (上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
	0件	17	11.0	35	22.7	14
1~2件	35	22.7	38	24.7	23	14.9
3~5件	29	18.8	36	23.4	31	20.1
6~9件	28	18.2	18	11.7	15	9.7
10~19件	23	14.9	13	8.4	37	24.0
20~29	9	5.8	1	0.6	10	6.5
30~49	4	2.6	2	1.3	11	7.1
50~99	1	0.6	0	0.0	3	1.9
100件以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	8	5.2	11	7.1	10	6.5
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表8 一時保護件数(合計)

平成13年度総件数 : 4,703件 (AVE. 31.1)

平成14年度(上)総件数 : 2,430件 (AVE. 16.5)

	平成13年度		平成14年度 (上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
	0件	3	1.9	8	5.2	4
1~2件	9	5.8	17	11.0	5	3.2
3~5件	9	5.8	21	13.6	8	5.2
6~9件	12	7.8	17	11.0	7	4.5
10~19件	31	20.1	36	23.4	22	14.3
20~29	24	15.6	23	14.9	16	10.4
30~49	36	23.4	16	10.4	34	22.1
50~99	22	14.3	9	5.8	40	26.0
100件以上	5	3.2	0	0.0	13	8.4
無回答	3	1.9	7	4.5	5	3.2
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表9 職権所内一時保護件数別内訳

平成13年度総件数 : 397件 (AVE. 2.8件)

平成14年度(上)総件数 : 194件 (AVE. 1.4件)

	平成13年度		平成14年度 (上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
	0件	61	39.6	77	50.0	52
1~2件	30	19.5	37	24.0	33	21.4
3~5件	26	16.9	13	8.4	21	13.6
6~9件	10	6.5	7	4.5	18	11.7
10~19件	8	5.2	2	1.3	11	7.1
20~29	1	0.6	1	0.6	5	3.2
30~49	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50~99	1	0.6	0	0.0	1	0.6
100件以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	17	11.0	17	11.0	13	8.4
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表10 職権一時保護委託件数

平成13年度総件数 : 102件 (AVE. 0.8件)

平成14年度(上)総件数 : 63件 (AVE. 0.5件)

	平成13年度		平成14年度 (上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
	0件	86	55.8	104	67.5	80
1~2件	29	18.8	27	17.5	33	21.4
3~5件	15	9.7	5	3.2	18	11.7
6~9件	2	1.3	1	0.6	8	5.2
10~19件	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20~29	0	0.0	0	0.0	0	0.0
30~49	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50~99	0	0.0	0	0.0	0	0.0
100件以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	22	14.3	17	11.0	15	9.7
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表 11 職権一時保護件数(合計)

平成 13 年度総件数 : 488 件 (AVE. 3.6)  
 (一時保護総件数に占める割合 : 10.4%)  
 平成 14 年度(上) 総件数 : 249 件 (AVE. 1.8)  
 (一時保護総件数に占める割合 : 10.2%)

	平成 13 年度		平成 14 年度 (上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
0 件	50	32.5	74	48.1	48	31.2
1~2 件	34	22.1	33	21.4	33	21.4
3~5 件	25	16.2	18	11.7	24	15.6
6~9 件	13	8.4	10	6.5	14	9.1
10~19 件	13	8.4	3	1.9	17	11.0
20~29	1	0.6	1	0.6	5	3.2
30~49	0	0.0	0	0.0	2	1.3
50~99	1	0.6	0	0.0	1	0.6
100 件以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	17	11.0	15	9.7	10	6.5
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表 12 職権一時保護率(一時保護委託を含む)

	一時保護 件数	職権一時 保護件数	職権一時 保護率(%)
平成 13 年度	4703 (31.1)	488 (3.6)	10.4
平成 14 年度(上)	2430 (16.5)	249 (1.8)	10.2

( )内は 1ヶ所当りの平均件数

表 13 職権一時保護に関する自由回答記述

	実数	%
記入あり	91	59.1
記入なし	63	40.9
合計	154	100.0

表 14 自由回答記述内容

カテゴリー	件数
保護者との関係で困難	38
対立関係になり、その後の援助に支障が出る	(23)
面会・通信の制限等が必要	(6)
親権制限	(3)
親に子の居所がわかる	(3)
暴力的行為への手立て	(2)
関係機関を保護者から守る仕組み	(1)
社会資源の適正な活用が求められている	38
司法の関与	(22)
警察の協力体制を強化	(8)
第三者機関の設置	(3)
職権保護が児童相談所でできるのはよいこと	(2)
職権保護はほかで	(2)
関連機関から何でもできると思われている	(1)
一時保護及び施設に関わる問題	19
一時保護所の充実	(9)
施設を充実させ、スムーズな措置を	(5)
一時保護委託費が安すぎる	(3)
母子保護のできる施設創設	(2)
どこまで強硬に保護していいのか迷う	5
職権保護を法的に明確にして欲しい	4
マニュアルが欲しい	2
子どもの意見表明権の扱い	2
その他	7
特になし	3
合計	118

表 15 児童福祉法第 28 条の申立件数

平成 13 年度総件数 : 120 件 (AVE. 0.9)  
 平成 14 年度(上) 総件数 : 57 件 (AVE. 0.4)

	平成 13 年度		平成 14 年度 (上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
0 件	81	52.6	115	74.7	79	51.3
1~2 件	48	31.2	18	11.7	46	29.9
3~5 件	9	5.8	7	4.5	12	7.8
6~9 件	3	1.9	1	0.6	9	5.8
10~19 件	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20~29	0	0.0	0	0.0	0	0.0
30~49	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50~99	0	0.0	0	0.0	0	0.0
100 件以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	13	8.4	13	8.4	8	5.2
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表 16 28 条申立に関する自由回答記述

	実数	%
記入あり	94	61.0
記入なし	60	39.0
合計	154	100.0

表 17 自由回答記述内容

カテゴリー	件数
司法の積極的関与	90
時間がかかりすぎる	(27)
司法が保護者への治療義務を課すべき	(15)
面会・通信の制限や承認期間の設定を	(13)
親権停止制度の導入を図るべき	(9)
基本的には司法で対応し役割分担を	(9)
審判後の手続き改善を(定期的見直し等)	(5)
前よりはやりやすくなった	(4)
児童の身柄の保全処分を制度化して欲しい	(3)
承認の出され方が問題(施設種別の限定等)	(3)
その他	(2)
児童相談所の対応力強化	19
申立から審判までの子どもの処遇	(10)
法的支援体制を整える	(4)
その他	(5)
保護者への対応で困難	7
保護者の指導法開発が求められている	(4)
負担金は免除すべき	(2)
保護者指導の受け皿が必要	(1)
身体的虐待以外のものが通りにくい	10
専門性を生かした役割分担を	3
保護委託費の改善	3
家庭裁判所で通るか迷う	2
申立手続きの簡略化	2
その他	9
特になし	2
合計	147

表 18 児童福祉法第 33 条の 6 請求件数

平成 13 年度総件数 : 5 件 (AVE. 0.0)

平成 14 年度(上) 総件数 : 0 件 (AVE. 0.0)

	平成 13 年度		平成 14 年度 (上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
0 件	127	82.5	131	85.1	134	87.0
1~2 件	5	3.2	0	0.0	5	3.2
3~5 件	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6~9 件	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10~19 件	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20~29	0	0.0	0	0.0	0	0.0
30~49	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50~99	0	0.0	0	0.0	0	0.0
100 件以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	22	14.3	23	14.9	15	9.7
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

表 19 3 号措置と並行してとられた 2 号措置の件数

平成 13 年度総件数 : 123 件 (AVE. 0.9)

平成 14 年度(上) 総件数 : 73 件 (AVE. 0.5)

	平成 13 年度		平成 14 年度 (上)		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%
0 件	103	66.9	113	73.4	106	68.4
1~2 件	20	13.0	20	13.0	22	14.3
3~5 件	8	5.2	1	0.6	13	8.4
6~9 件	4	2.6	1	0.6	2	1.3
10~19 件	1	0.6	1	0.6	1	0.6
20~29	1	0.6	1	0.6	1	0.6
30~49	0	0.0	0	0.0	1	0.6
50~99	0	0.0	0	0.0	0	0.0
100 件以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	17	11.0	17	11.0	8	5.2
合計	154	100.0	154	100.0	154	100.0

(2) 事例調査

(2)-1 立入調査(調査票B)

表 20 主たる虐待の種別

	実数	%
身体的虐待	114	51.8
性的虐待	10	4.5
ネグレクト	85	38.6
心理的虐待	8	3.6
無回答	3	1.4
合計	220	100.0

表 21 従たる虐待の種別(MA) (n=220)

	実数	%
身体的虐待	27	12.3
性的虐待	5	2.3
ネグレクト	43	19.5
心理的虐待	73	33.2
無回答	92	41.8

表 22 虐待者(MA) (n=220)

	実数	%
実父	76	34.5
実母	32	14.5
実父以外の父親	122	55.5
実母以外の母親	6	2.7
その他	20	9.1
無回答	11	5.0

表 23 「その他」の内容

	実数
祖母	5
同居人	3
兄/義兄	2
施設職員	2
内縁の夫	2
叔父/叔母	2
その他	5

表 24 通告・相談者

	実数	%
虐待者本人	4	1.8
虐待者本人以外の家族	19	8.6
親戚	12	5.5
近隣・知人	21	9.5
児童本人	1	0.5
福祉事務所	20	9.1
児童委員/主任児童委員	4	1.8
保健所	11	5.0
医療機関	18	8.2
児童福祉施設(保育所除く)	9	4.1
警察	20	9.1
学校/幼稚園/保育所	57	25.9
その他	22	10.0
無回答	2	0.9
合計	220	100.0

表 25 通告・相談から立入調査までの期間

	実数	%
24 時間未満	63	28.6
1~2 日以内	44	20.0
3~4 日以内	14	6.4
5~6 日以内	5	2.3
1~2 週間	20	9.1
3 週間~1 ヶ月	27	12.3
3~4 ヶ月	21	9.5
4~5 ヶ月	5	2.3
5~6 ヶ月	4	1.8
7~8 ヶ月	3	1.4
9~10 ヶ月	1	0.5
その他	8	3.6
無回答	5	2.3
合計	220	100.0

表 26 相談・通告の概要

	実数	%
記入あり	216	98.2
記入なし	4	1.8
合計	220	100.0

表 27 立入調査を決定した理由

	実数	%
記入あり	216	98.2
記入なし	3	1.8
合計	220	100.0

表 28 相談・通告の概要及び立入調査を決定した理由の記述内容に見るハイリスク要因 (n=216)

	実数	%
DV	13	6.0
保護者の精神保健問題	18	8.3
薬物/アルコール依存の傾向	9	4.2
性的虐待	15	6.9
過去の虐待歴(ケース継続中での事態急変や通告を含む)	16	7.4
上記の合計	71	32.9
上記の重複	8	3.7

表 29 立入調査の事前告知の有無

	実数	%
告知した	32	14.5
告知しなかった	184	83.6
無回答	4	1.8
合計	220	100.0

表 30 立入調査執行の可否

	実数	%
可	194	88.2
否	21	9.5
無回答	5	2.3
合計	220	100.0

表 31 立入調査が執行できなかった理由 (MA) (n=21)

	実数	%
施錠されていたため	7	33.3
保護者が強い抵抗を示したため	5	23.8
保護者が不在であったため	7	33.3
児童が不在であったため	3	14.3
転居していたため	0	0.0
その他	7	33.3
無回答	1	4.8

表 32 「その他」の内容

内容	実数
保護者が児相の動きを了解した	2
室内に気配はあるが応答なし	2
チェーンロックのため入れず	1
学校が児相の介入に協力してくれた	1
本児は雇用主のところにいると思われたが、その雇用主が対応拒否	1
児相が聞いていた場所と違っていた	1
児童が保育園にいたため	1
祖父母の助けにより母子とも脱出	1

表 33 立入調査時の保護者の態度

	実数	%
特段の抵抗なし	88	45.4
威圧的・暴力的態度	39	20.1
保護者不在	29	14.9
その他	30	15.5
無回答	8	4.1
合計	194	100.0

表 34 「その他」の内容

内容	実数
反発/脅し/抵抗	9
虐待者不在/会っていない	6
最終的に協力的	3
説得に時間がかかった	2
パニック状態	3
警戒/緊張	2
その他	7

表 35 立入調査時の保護者による加害・妨害の内容

	実数	%
記入あり	57	29.4
記入なし	137	70.6
合計	194	100.0

表 36 加害・妨害の記述内容

内容	実数
激しい口調/非難/暴言	21
つかみかかる/殴りかかる	4
殴ろうとする/物を壊そうとする	4
接触拒否	4
執行後に威圧的態度	2
その他	4
拒否的だが部屋に入れる	1
なし	16

表 37 立入調査時の警察官協力要請の有無

	実数	%
要請した	127	65.5
要請しなかった	58	29.9
無回答	9	4.6
合計	194	100.0

表 38 協力要請の内容(n=127)

	実数
加害・妨害への対応	84
子どもの安全確保のため	11
詳細不明(「待機」「万一のため」等)	37
その他	9

表 39 立入調査時の体制(合計)

	実数	%
0人	0	0.0
1人	2	1.0
2人	25	12.9
3人	11	5.7
4人	16	8.2
5人	18	9.3
6~7人	38	19.6
8~9人	24	12.4
10人~	29	14.9
無回答	31	16.0
合計	194	100.0
平均	6.6	

表 40 立入調査時の体制(職種別)

	児童福祉司		心理判定員		児童相談所の管理職		親戚	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
0人	0	0.0	3	1.5	2	1.0	3	1.5
1人	50	25.8	30	15.5	66	34.0	12	6.2
2人	56	28.9	11	5.7	11	5.7	7	3.6
3人	38	19.6	0	0.0	3	1.5	0	0.0
4人	18	9.3	0	0.0	1	0.5	0	0.0
5人	9	4.6	0	0.0	2	1.0	0	0.0
6人~	8	4.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	15	7.7	150	77.3	109	56.2	172	88.7
合計	194	100.0	194	100.0	194	100.0	194	100.0
平均	2.6		1.2		1.3		1.2	

  

	福祉事務所のワーカー		児童委員・主任児童委員		保健所の保健師		児童相談所の医師	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
0人	2	1.0	4	2.1	4	2.1	4	2.1
1人	17	8.8	6	3.1	10	5.2	0	0.0
2人	8	4.1	2	1.0	9	4.6	2	1.0
3人	0	0.0	2	1.0	1	0.5	0	0.0
4人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6人~	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	167	86.1	180	92.8	170	87.6	188	96.9
合計	194	100.0	194	100.0	194	100.0	194	100.0
平均	1.2		1.1		1.3		0.7	

  

	児童相談所外の医師		警察官		学校等の教員・保育士		その他	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
0人	4	2.1	2	1.0	4	2.1	4	2.1
1人	6	3.1	13	6.7	9	4.6	50	25.8
2人	1	0.5	41	21.1	5	2.6	21	10.8
3人	0	0.0	29	14.9	3	1.5	2	1.0
4人	0	0.0	21	10.8	0	0.0	2	1.0
5人	0	0.0	9	4.6	0	0.0	0	0.0
6人~	0	0.0	5	2.6	0	0.0	0	0.0

無回答	183	94.3	74	38.1	173	89.2	115	59.3
合計	194	100.0	194	100.0	194	100.0	194	100.0
平均	0.7		2.9		1.3		1.3	

表 41 「その他」の内容

	実数
虐待対応協力員	14
児童相談所の看護師	13
児童相談所の保健師	11
虐待対応職員	9
市の保健師	9
県庁担当課等本庁・市町村役場担当者	7
運転手	6
児童相談所の相談係	2
施設長・職員	2
病院のワーカー	2
弁護士	2
母子相談員	2
その他	10

表 42 立入調査時の対応

	実数	%
記入あり	193	99.5
記入なし	1	0.5
合計	194	100.0

表 43 立入調査時の状況に関する記述

(→表末に一部を原文のまま掲載)

表 44 立入調査を円滑に行うために工夫したこと

	実数	%
記入あり	170	87.6
記入なし	24	12.4
合計	194	100.0

表 45 工夫に関する自由回答記述内容

カテゴリー	実数
事前の工夫	201
警察との連携	(58)
学校・警察以外とも(関連する機関と)連携	(59)
子ども・家族・親族との打ち合わせや話し合い	(20)
事前調査をしっかりとる	(16)
学校との連携	(14)
児相内での役割分担	(9)
事前の家庭訪問	(9)
大家や管理会社の協力を得て、鍵を借りる	(8)
虐待対策課を活用	(5)
事前の告知	(5)
当日の工夫(保護者への対応)	50
刺激を与えないような配慮	(16)
加害者不在の状況で行う	(14)
子どもの顔見知りを同行	(8)
法律や児童相談所の説明	(6)
声かけを穏やかに	(2)
携帯電話を家の外にいるスタッフとつないでおく	(2)
立入調査証明書の形態	(2)
その他	10
特になし	11
合計	272

表 46 児童福祉法第 62 条に基づく刑事告発の有無

	実数	%
有	0	0.0
無	182	93.8
無回答	12	6.2
合計	194	100.0

表 47 「無」の場合の理由

	実数	%
記入あり	85	46.7
記入なし	97	53.3
合計	182	100.0

表 48 理由に関する記述内容(n=85)

カテゴリー	件数
該当なし/職務執行妨害なし/告発の理由なし	40
虐待の程度がひどくない/虐待ない、確認できず	27
子どもを保護できた	12
本児に告訴の意志なし	2
今後の援助関係のため	2
その他	5

表 49 立入調査後の対応

	実数	%
一時保護	86	44.3
施設入所措置	25	12.9
里親委託	0	0.0
在宅指導	52	26.8
その他	20	10.3
無回答	11	5.7
合計	194	100.0

表 50 「その他」の内容(n=24)

カテゴリー	件数
関係機関に結果を連絡／協力依頼／引継	5
助言指導	3
転居先担当機関へ指導依頼	3
親族宅へ引き取り	2
施設措置継続	2
再訪問／調査	2
その他	8

表 51 立入調査後の保護者の児童相談所への態度

	実数	%
拒否的態度・無視	55	28.4
威圧的・暴力的態度	29	14.9
親和的・協力的態度	97	50.0
無回答	13	6.7
合計	194	100.0

表 52 立入調査指示権限の児童相談所長への委任

	実数	%
あり	173	89.2
なし	5	2.6
無回答	16	8.2
合計	194	100.0

(2)-2 職権一時保護(調査票C)

表 53 一時保護の実施内容

	実数	%
一時保護	468	73.2
一時保護委託	111	17.4
無回答	60	9.4
合計	639	100.0

表 54 主たる虐待の種別

	実数	%
身体的虐待	351	54.9
性的虐待	53	8.3
ネグレクト	162	25.4
心理的虐待	70	11.0
無回答	3	0.5
合計	639	100.0

表 55 従たる虐待の種別(MA) (n=639)

	実数	%
身体的虐待	117	18.3
性的虐待	14	2.2
ネグレクト	143	22.4
心理的虐待	215	33.6
無回答	239	37.4
合計	639	100.0

表 56 虐待者(MA) (n=639)

	実数	%
実父	239	37.4
実母	103	16.1
実父以外の父親	320	50.1
実母以外の母親	23	3.6
その他	70	11.0
無回答	31	4.9

表 57 「その他」の内容

	実数
内縁の夫	15
祖父母(義父母の父母を含む)	15
兄/姉/義兄	11
同居人	8
母の恋人	8
母の知人	4
叔父/叔母	3
後見人	2
祖母+叔母	2
同居人+実弟	2
特定できず	3
その他	6

表 58 通告・相談者

	実数	%
虐待者本人	18	2.8
虐待者本人以外の家族	17	2.7
親戚	20	3.1
近隣・知人	34	5.3
児童本人	30	4.7
福祉事務所	45	7.0
児童委員/主任児童委員	10	1.6
保健所	22	3.4
医療機関	54	8.5
児童福祉施設(保育所除く)	11	1.7
警察	141	22.1
学校/幼稚園/保育所	183	28.6
その他	44	6.9
無回答	10	1.6
合計	639	100.0

表 59 通告・相談から職権一時保護までの期間

	実数	%
24 時間未満	294	46.0
1~2 日以内	51	8.0
2~7 日以内	51	8.0
1 週間~1 ヶ月以内	80	12.5
1~3 ヶ月以内	66	10.3
3~6 ヶ月以内	21	3.3
半年以上	49	7.7
無回答	27	4.2
合計	639	100.0

表 60 立入調査の有無

	実数	%
あり	79	12.4
なし	496	77.6
無回答	64	10.0
合計	639	100.0

表 61 相談・通告の概要

	実数	%
記入あり	634	99.2
記入なし	5	0.8
合計	639	100.0

表 62 職権一時保護を行った理由

	実数	%
記入あり	634	99.2
記入なし	5	0.8
合計	639	100.0

表 63 相談・通告の概要及び職権一時保護を行った理由の記述内容に見るハイリスク要因 (n=634)

	実数	%
DV	13	2.1
保護者の精神保健問題	53	8.4
薬物/アルコール依存の傾向	32	5.0
性的虐待	54	8.5
過去の虐待歴(ケース継続中での事態急変や通告を含む)	41	6.5
上記の合計	193	30.4
上記の重複	5	0.8

表 64 一時保護告知の有無

	実数	%
一時保護前に告知した	181	28.3
一時保護後に告知した	367	57.4
告知しなかった	28	4.4
無回答	63	9.9
合計	639	100.0

表 65 一時保護してから告知するまでの日数

	実数	%
0日	36	9.8
1日後	57	15.5
2日後	12	3.3
3日後	4	1.1
4日後～	13	3.5
無回答	245	66.8
合計	367	100.0
平均	1.7	

表 66 一時保護先の告知有無

	実数	%
一時保護前に告知した	393	71.7
一時保護先を告知しなかった	147	26.8
無回答	8	1.5
合計	548	100.0

表 67 職権一時保護時の保護者の態度

	実数	%
特段の抵抗なし	245	38.3
威圧的・暴力的態度	171	26.8
保護者不在	136	21.3
その他	67	10.5
無回答	20	3.1
合計	639	100.0

表 68 「その他」の内容

内容	実数
反発/脅し/抵抗/非協力的	32
虐待者不在/会っていない	13
パニック状態	6
説得に時間がかかった	3
本児がすでに家を出ていた	3
身柄付通告	3
体調不良	2
その他	8

表 69 職権一時保護時の保護者による加害・妨害の有無

	実数	%
あり	115	18.0
なし	224	35.1
無回答	300	46.9
合計	639	100.0

表 70 加害・妨害の内容 (n=115)

	実数
激しい口調/非難/暴言	116
身体接触等の暴力行為あり(つかみかかる/物を壊す)	19
引取要求	19
身体接触等の暴力行為の試み(つかもうとする/物を壊そうとする)	1
接触拒否	3
無言電話等のいやがらせ	3
パニックになる	2
その他	1

表 71 職権一時保護時の警察官協力要請の有無

	実数	%
要請した	161	25.2
要請しなかった	455	71.2
無回答	23	3.6
合計	639	100.0

表 72 協力要請の内容

	実数
加害・妨害への対応	74
子どもの安全確保(身柄付通告を含む)	38
保護者の自傷防止	9
取調べ等保護者への直接的対応	7
詳細不明(「待機」「万一のため」等)	39

表 73 一時保護実施時の人数(合計)

	実数	%
0人	5	0.8
1人	40	6.3
2人	104	16.3
3人	100	15.6
4人	55	8.6
5人	37	5.8
6~7人	76	11.9
8~9人	36	5.6
10人~	37	5.8
無回答	149	23.3
合計	639	100.0
平均	4.6	

表 74 一時保護実施時の人数(職種別)

	児童福祉司		心理判定員		児童相談所の管理職		親戚	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
0人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
1人	290	45.4	150	23.5	153	23.9	15	2.3
2人	167	26.1	12	1.9	28	4.4	6	0.9
3人	62	9.7	0	0.0	12	1.9	1	0.2
4人	20	3.1	1	0.2	6	0.9	1	0.2
5人	25	3.9	0	0.0	5	0.8	0	0.0
6人~	11	1.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	64	10.0	476	74.5	435	68.1	615	96.2
合計	639	100.0	639	100.0	639	100.0	639	100.0
平均	1.9		1.1		1.4		1.4	

  

	福祉事務所のワーカー		児童委員・主任児童委員		保健所の保健師		児童相談所の医師	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
0人	1	0.2	1	0.2	1	0.2	1	0.2
1人	48	7.5	20	3.1	23	3.6	34	5.3
2人	13	2.0	3	0.5	5	0.8	0	0.0
3人	0	0.0	2	0.3	1	0.2	0	0.0
4人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6人~	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	576	90.1	613	95.9	609	95.3	604	94.5
合計	639	100.0	639	100.0	639	100.0	639	100.0
平均	1.3		1.2		1.2		1.0	

  

	児童相談所外の医師		警察官		学校等の教員・保育士		その他	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
0人	1	0.2	1	0.2	1	0.2	1	0.2
1人	29	4.5	40	6.3	76	11.9	108	16.9
2人	5	0.8	91	14.2	51	8.0	35	5.5
3人	2	0.3	30	4.7	24	3.8	10	1.6
4人	1	0.2	7	1.1	4	0.6	0	0.0
5人	0	0.0	10	1.6	0	0.0	3	0.5
6人~	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
無回答	601	94.1	460	72.0	483	75.6	481	75.3

合計	639	100.0	639	100.0	639	100.0	639	100.0
平均	1.3		2.2		1.7		1.4	

表 75 「その他」の内容

	実数
虐待対応協力員	24
県庁担当課等本庁・市町村役場担当者	17
一時保護所職員	15
児童相談所の保健師	14
病院のワーカー	13
市の保健師	12
看護師	11
弁護士	8
親族	6
母子相談員	6
虐待対応職員	5
家庭相談員	5
友人・知人関係	5
児童相談所の相談員	4
運転手	3
近隣	3
児童相談所の看護師	3
施設長・職員	2
教育集会所	2
その他の児童相談所職員	8
その他	8

表 76 職権一時保護中の保護者の児童相談所への態度

	実数	%
引取を主張	299	46.8
親和的・協力的態度	129	20.2
諦め	116	18.2
その他	68	10.6
無回答	27	4.2
合計	639	100.0

表 77 「その他」の内容

内容	実数
反発/脅し/抵抗/非協力的	35
虐待者不在/会っていない	14
体調不良	8
パニック状態	6
説得に時間がかかった	3
本児がすでに家を出ていた	3
身柄付通告	3
苦情申立	2
その他	11

表 78 職権一時保護中の保護者による加害・妨害の有無

	実数	%
あり	125	19.6
なし	259	40.5
無回答	255	39.9
合計	639	100.0

表 79 加害・妨害の内容

	実数
自分の言い分を通そうとする	40
拒否/無視	36
保護者不明	4
保護者に知らせず	2
その他	8

表 80 職権一時保護中の面会の制限

	実数	%
面会制限あり	404	63.2
面会制限なし	214	33.5
無回答	21	3.3
合計	639	100.0

表 81 面会制限の理由

	実数
虐待者に自覚がない/強制引取が懸念される	164
本児が面会拒否(保護者への脅えが見られる場合も含む)	152
本児への心理的影響が危惧	83
情報不足のため念のため制限	13
本児の安全を配慮(心理的な危険か身体的なものか不明)	12
本児への身体的影響が危惧	11
保護者の入院・拘禁	6
その他	13
面会希望なし	5
記述からは理由の詳細不明	8

表 84 職権一時保護解除後の対応

	実数	%
児童福祉法第 28 条申立を経て施設入所	111	17.4
児童福祉法第 28 条申立を経て里親委託	1	0.2
保護者の同意による施設入所	224	35.1
保護者の同意による里親委託	11	1.7
在宅指導が適当と判断し、在宅指導	105	16.4
やむを得ず家庭引取とし、在宅指導	51	8.0
やむを得ず家庭引取とし、在宅指導なし	9	1.4
一時保護中	15	2.3
その他	83	13.0
無回答	29	4.5
合計	639	100.0

表 82 職権一時保護中の通信の制限

	実数	%
通信制限あり	309	48.4
通信制限なし	296	46.3
無回答	34	5.3
合計	639	100.0

表 85 「その他」の内容

	実数
虐待者以外の家族・親族が引取	42
里親委託、施設入所	12
保護者以外の者(親権者等)の同意により施設入所	10
他機関へ指導依頼	9
担当児童相談所への移管	5
母子で施設利用	5
一時保護委託	5
28 条申立	4
継続指導、通所指導	3
その他	7

表 83 通信制限の理由

	実数
本児への心理的影響が危惧	105
本児が通信の拒否(保護者への脅えが見られる場合も含む)	105
虐待者に自覚がない	82
本児の安全を配慮(心理的な危険か身体的なものか不明)	6
情報不足のため念のため制限	5
本児への身体的影響が危惧	5
保護者の入院・拘禁	5
その他	25
通信の希望なし	14
記述からは理由の詳細不明	19

表 86 職権一時保護解除後の保護者の児童相談所への態度

	実数	%
引取を主張	90	14.1
親和的・協力的態度	207	32.4
諦め	160	25.0
その他	129	20.2
無回答	53	8.3
合計	639	100.0

表 87 「その他」の内容

	実数
指導を拒否している	61
指導を部分的にでも受け入れた	43
連絡がとれなくなる	20
指導を受け入れた	12
その他	11

表 88 職権保護前後での保護者の相談所への態度の変化

	実数	%
あり	193	30.2
なし	389	60.9
無回答	57	8.9
合計	639	100.0

表 89 変化の理由

	実数
ケースワーク関係を継続したことにより	36
一貫して説得したことにより/保護決定通知書を渡したことにより	23
28条申請等家庭裁判所が関わってくるようになったため	17
今後の見通しや引取条件を示したことにより(子どもとの面会許可による変化も含む)	12
生活環境の変化が起きたことにより	11
子どもの変化を見たことにより	7
警察の関与により	3
その他	16
指導を部分的にでも受け入れた	38
指導を受け入れた	26
指導拒否/連絡がとれなくなる	7

(2)-3 28条申立(調査票D)

表 90 主たる虐待の種別

	実数	%
身体的虐待	65	41.4
性的虐待	14	8.9
ネグレクト	57	36.3
心理的虐待	20	12.7
無回答	1	0.6
合計	157	100.0

表 91 従たる虐待の種別

	実数	%
身体的虐待	42	26.8
性的虐待	2	1.3
ネグレクト	43	27.4
心理的虐待	57	36.3
無回答	50	31.8
合計	157	100.0

表 92 虐待者(MA) (n=157)

	実数	%
実父	65	41.4
実母	29	18.5
実父以外の父親	88	56.1
実母以外の母親	6	3.8
その他	14	8.9
無回答	2	1.3

表 93 「その他」の内容

	実数
祖父母	5
きょうだい	3
その他	4
不明	4

表 94 通告・相談者

	実数	%
家族	10	6.4
親戚	1	0.6
近隣・知人	10	6.4
児童本人	4	2.5
福祉事務所	18	11.5
児童委員/主任児童委員	0	0.0
保健所	2	1.3
医療機関	14	8.9
児童福祉施設(保育所除く)	5	3.2
警察	28	17.8
学校/幼稚園/保育所	44	28.0
その他	19	12.1
無回答	2	1.3
合計	157	100.0

表 95 通告・相談から 28 条申立までの期間

	実数	%
24 時間未満	5	3.2
1～2 日以内	1	0.6
2～7 日以内	1	0.6
1 週間～1 ヶ月以内	10	6.4
1～3 ヶ月以内	59	37.6
3～6 ヶ月以内	27	17.2
半年以上	52	33.1
無回答	2	1.3
合計	157	100.0

表 96 立入調査の有無

	実数	%
あり	26	16.6
なし	127	80.9
無回答	4	2.5
合計	157	100.0

表 97 相談・通告の概要

	実数	%
記入あり	155	98.7
記入なし	2	1.3
合計	157	100.0

表 98 28 条申立を行った理由

	実数	%
記入あり	151	96.2
記入なし	6	3.8
合計	157	100.0

表 99 相談・通告の概要及び 28 条申立を行った理由の記述内容に見るハイリスク要因 (n=157)

	実数	%
DV	3	1.9
保護者の精神保健問題	27	17.2
薬物/アルコール依存の傾向	13	8.3
性的虐待	15	9.6
過去の虐待歴(ケース継続中での事態急変や通告を含む)	14	8.9
上記の合計	72	45.9
上記の重複	9	5.7

表 100 児童福祉審議会への意見聴取の有無

	実数	%
あり	105	66.9
なし	51	32.5
無回答	1	0.6
合計	157	100.0

表 101 児童福祉審議会への意見聴取を行った理由

	実数
申立の妥当性を判断してもらうため	89
留意すべき点を教示してもらうため	8
同意を得ているものの強制引取が予想される事例のため	5
申立後の保護者との関係について意見もらうため	2
その他	2

表 102 児童福祉審議会の意見内容

	実数	%
児童相談所の方針を支持	100	95.2
その他	2	1.9
無回答	3	2.9
合計	105	100.0

表 103 「その他」の内容

(1回目)ネグレクトの確認と結果で28条申し立てを行なう。
28条の措置をとった後は児童相談所で父親のケアを行うこと。
今後悪質な非行行為に発展することが予想される。28条の申し立てが適当
児童の安全確認を急ぐこと。
本児を退院する前に28条申し立てを行い本児については乳児院に一時保護委託をする

表 104 児童福祉審議会への意見聴取直後の対応

	実数	%
児童相談所の当初の方針通りに施設に入所措置	6	5.7
児童相談所の当初の方針通りに28条申立	90	85.7
その他	9	8.6
無回答	0	0.0
合計	105	100.0

表 105 「その他」の内容

1回目はネグレクトの確認のため関係機関で安全を確認するため2回目の立入り調査
援助計画を立てて在宅指導するそのなかで、健康安全面で許容できないことが出てくれば、28条申し立てを行う。
施設に一時保護委託
特になし
父に審議会の内容を報告し再度意向を確認
父母への指導、帰さねばならぬ時の対応の見通しを持つ
保護の継続及不調時に備え28条申し立ての準備
母親に審議会の内容を報告し再度意向を確認
本児を職権保護乳児院に一時保護委託し28条申し立てを行った。

表 106 28条申立の対象となった措置

	実数	%
児童養護施設への措置	121	77.1
乳児院への措置	11	7.0
児童自立支援施設への措置	4	2.5
情緒障害児短期治療施設への措置	5	3.2
里親委託	1	0.6
児童福祉施設への措置(施設種別を特定せず)	15	9.6
その他	14	8.9
無回答	1	0.6
合計	157	100.0

表 107 「その他」の内容

	実数
知的障害児施設	10
肢体不自由児施設	3
重症心身障害児施設	2
その他	3

表 108 第27条1項3号措置に対する児童の意向

	実数	%
同意	93	59.2
拒否	13	8.3
意向が定まらず	13	8.3
不明	33	21.0
無回答	5	3.2
合計	157	100.0

表 109 申立に対する保護者の態度

	実数	%
無視	63	40.1
威圧的・暴力的態度	75	47.8
親和的・協力的態度	12	7.6
無回答	7	4.5
合計	157	100.0

表 110 28条申立の結果

	実数	%
承認(一部承認を含む)	119	75.8
却下	3	1.9
取下	32	20.4
係属中	1	0.6
無回答	2	1.3
合計	157	100.0

表 111 申立から結果が出るまでの期間

	実数	%
2週間未満	0	0.0
～1月未満	2	1.3
～2月未満	50	31.8
～3月未満	32	20.4
～6月未満	29	18.5
～1年未満	14	8.9
～2年未満	0	0.0
～3年未満	0	0.0
3以上	0	0.0
係属中	0	0.0
無回答	30	19.1
合計	157	100.0

表 112 承認の場合の決定内容・理由

(プライバシー保護のため割愛)

表 113 承認の場合の保護者の態度

	実数	%
無視	51	42.9
積極的同意	1	0.8
消極的同意(諦め)	43	36.1
その他	21	17.6
無回答	3	2.5
合計	119	100.0

表 114 「その他」の内容

	実数
抗議/反発	9
抗告	6
拘留	3
諦め	2
その他	2

表 115 承認の場合に児童相談所が最初にとった措置

	実数	%
児童養護施設への措置	90	75.6
乳児院への措置	6	5.0
児童自立支援施設への措置	4	3.4
情緒障害児短期治療施設への措置	4	3.4
その他施設への入所	9	7.6
在宅指導	0	0.0
その他の処遇	3	2.5
無回答	3	2.5
合計	119	100.0

表 116 「その他の施設への入所」の内容

	実数
知的障害児施設	7
その他	4

表 117 「その他の処遇」の内容

	実数
一時保護/里親委託/施設入所	5
児童福祉司指導	2

表 118 保護者による即時抗告の有無

	実数	%
あり	16	13.4
なし	103	86.6
無回答	0	0.0
合計	119	100.0

表 119 却下・取下げの場合に児童相談所がとった措置

	実数	%
児童養護施設への措置	13	37.1
乳児院への措置	2	5.7
児童自立支援施設への措置	0	0.0
情緒障害児短期治療施設への措置	0	0.0
その他施設への入所	8	22.9
在宅指導	11	31.4
その他の処遇	1	2.9
無回答	0	0.0
合計	35	100.0

表 120 「その他の施設への入所」の内容

	実数
知的障害児施設	4
児童福祉施設	5

表 121 「在宅指導」の内容

33 条申立の未成年後見人の祖母宅
5 人兄弟の上 2 人
継続指導
継続指導。本児を支える
児相による家庭訪問小学校保育所等による見守り
児童福祉司指導
通所、司指導、母通院指導
通所指導
乳児院における養育指導
乳児院における養育指導。医療機関継続受診、地区保健師による指導。
本児の通所指導、父母への精神保健福祉センターにおけるカウンセリング
本児の通所指導、父母への精神保健福祉センターにおけるカウンセリング

表 122 「その他の処遇」の内容

他機関の対応
--------

表 123 継続中の場合の現在の処遇状況

	実数
児童福祉施設入所	7
一時保護委託	2
その他(いずれも在宅での関わり/見守り)	3

表 124 審判に係る附帯条件等の状況(MA) (n=157)

	実数	%
調査過程にて裁判所側から児童相談所に条件提示や要請あり	21	13.4
調査過程にて裁判所側から保護者に条件提示や要請あり	6	3.8
審判理由中で、児童相談所に条件提示や要請あり	16	10.2
審判理由中で、保護者に条件提示や要請あり	11	7.0
裁判所側からの条件提示や要請はなかった	71	45.2
無回答	46	29.3

表 125 「調査過程にて裁判所側から児童相談所に条件提示や要請あり」の内容

	実数
根拠となる記録や資料の提示	9
指導計画の提示	8
取下げを示唆される	4
その他	4

表 126 「調査過程にて裁判所側から保護者に条件提示や要請あり」の内容

	実数
児童相談所の指導を受けること	5
弁護士の指導を受けること	2
その他	3

表 127 「審判理由中で、児童相談所に条件提示や要請あり」の内容

	実数
継続的に援助を提供するよう努力すること(「家族再統合へ向けた」という条件も含む)	16
入所手続きを進めること	2
その他	1

表 128 「審判理由中で、保護者に条件提示や要請あり」の内容

	実数
児童相談所の指導を受けること	13
専門的治療を受けること	2
その他	2

表 129 第 27 条措置後の保護者の相談所への態度

	実数	%
引取を主張	28	17.8
親和的・協力的態度	36	22.9
その他	72	45.9
無回答	21	13.4
合計	157	100.0

表 130 「その他」の内容

	実数
無視/反応なし	26
反抗/脅し/抵抗/非協力的	22
行方不明/連絡とれず	7
諦め	5
拘留	3
その他	7

表 131 第 27 条措置後の保護者の施設・里親への態度

	実数	%
引取を主張	9	5.7
親和的・協力的態度	44	28.0
その他	81	51.6
無回答	23	14.6
合計	157	100.0

表 132 「その他」の内容

	実数
特に反応なし	33
施設名は伏せている	22
反抗/脅し/抵抗	9
行方不明/連絡とれず	3
拘留	3
拒否的	2
その他	4

表 133 第 27 条措置後の面会制限

	実数	%
面会制限あり	88	56.1
面会制限なし	47	29.9
無回答	22	14.0
合計	157	100.0

表 134 面会制限の理由

	実数
虐待者に自覚がない/強制引取が懸念される	41
本児が面会拒否(保護者への脅えが見られる場合も含む)	36
本児への心理的影響が危惧	25
本児の安全を配慮(心理的な危険か身体的なものか不明)	3
情報不足のため念のため制限	2
その他	1
面会希望なし	2
記述からは理由の詳細不明	2

表 135 第 27 条措置後の通信制限

	実数	%
通信制限あり	74	47.1
通信制限なし	59	37.6
無回答	24	15.3
合計	157	100.0

表 136 通信制限の理由

	実数
虐待者に自覚がない/強制引取が懸念される	33
本児が面会拒否(保護者への脅えが見られる場合も含む)	29
本児への心理的影響が危惧	22
情報不足のため念のため制限	3
その他	3
記述からは理由の詳細不明	2

表 137 申立前後での保護者の児童相談所への態度

	実数	%
あり	40	25.5
なし	90	57.3
無回答	27	17.2
合計	157	100.0

表 138 保護者の変化について

	実数
指導を受け入れるようになった	24
指導に対して前向きな姿勢が出てきた	13
拒否/脅し	6
その他	1

表 139 28 条を本案とした保全処分申立の有無

	実数	%
あり	2	1.3
なし	128	81.5
無回答	27	17.2
合計	157	100.0

表 140 申立の対象となった保全処分の内容

申し立て人の同意なしに、保護委託中の子どもに面会したり連れ去ることの禁止
本案の審判が効力を生ずるまでの間、児童自立支援施設に一時保護委託することの承認

表 141 保全処分決定の内容・理由

28 条決定により取り下げ
却下。特別家事審判規則に規定がない。

表 142 一時保護、3 号措置の説得に有効と思う対応

	実数	%
児童福祉審議会に事情聴取する旨を伝える	52	33.1
行政不服申立を行うよう教示する	45	28.7
保護者に代理人をつけさせる	10	6.4
親子分離を図る際に何らかの条件提示を行う	42	26.8
その他	23	14.6
無回答	43	27.4
合計	157	100.0

表 143 「その他」の内容

	実数
28 条申立を行う/示唆する	8
ケースワーク関係の継続	8
審判書に児童相談所の指導に従う旨が明記されること	2
ない	5
その他	1

表 144 一時保護や第 27 条措置の説得での実際の対応

	実数	%
児童福祉審議会に事情聴取する旨を伝えた	45	28.7
行政不服申立を行うよう教示した	44	28.0
保護者に代理人をつけさせた	0	0.0
親子分離を図る際に何らかの条件提示を行った	37	23.6
その他	24	15.3
無回答	48	30.6
合計	157	100.0

表 145 「その他」の内容

28 条申立を行った	12
ケースワーク関係を継続した	5
指導内容を文書で示した	2
その他	1
なし	3
保護者にうまく対応できなかった	3

(2) - 4 親権喪失宣告請求

表 146 主たる虐待の種別

	実数	%
身体的虐待	1	20.0
性的虐待	2	40.0
ネグレクト	0	0.0
心理的虐待	2	40.0
無回答	0	0.0
合計	5	100.0

表 147 従たる虐待の種別

	実数	%
身体的虐待	2	40.0
性的虐待	0	0.0
ネグレクト	1	20.0
心理的虐待	2	40.0
無回答	1	20.0
合計	5	100.0

表 148 虐待者(MA) (n=5)

	実数	%
実父	0	0.0
実母	0	0.0
実父以外の父親	4	80.0
実母以外の母親	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	1	20.0

表 149 通告・相談者

	実数	%
家族	0	0.0
親戚	0	0.0
近隣・知人	0	0.0
児童本人	0	0.0
福祉事務所	0	0.0
児童委員/主任児童委員	0	0.0
保健所	0	0.0
医療機関	1	20.0
児童福祉施設(保育所除く)	1	20.0
警察	1	20.0
学校/幼稚園/保育所	1	20.0
その他	0	0.0
無回答	1	20.0
合計		100.0

表 150 通告・相談から 33 条請求までの期間

	実数	%
24 時間未満	1	20.0
1～2 日以内	0	0.0
2～7 日以内	0	0.0
1 週間～1 ヶ月以内	0	0.0
1～3 ヶ月以内	0	0.0
3～6 ヶ月以内	2	40.0
半年以上	2	40.0
無回答	0	0.0
合計	5	100.0

表 151 立入調査の有無

	実数	%
あり	0	0.0
なし	5	100.0
無回答	0	0.0
合計	5	100.0

表 152 相談・通告の概要

	実数	%
記入あり	5	100.0
記入なし	0	0.0
合計	5	100.0

表 153 記述内容

(プライバシー保護のため割愛)

表 154 33 条請求を行った理由

	実数	%
記入あり	4	80.0
記入なし	1	20.0
合計	5	100.0

表 155 記述内容

(プライバシー保護のため割愛)

表 156 33 条請求に対する保護者の態度

	実数	%
無視	2	40.0
威圧的・暴力的態度	3	60.0
親和的・協力的態度	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	5	100.0

表 157 33 条請求時点における児童の処遇

	実数	%
一時保護・一時保護委託	3	60.0
施設入所措置	1	20.0
里親委託	0	0.0
在宅指導	1	20.0
無回答	0	0.0
合計	5	100.0

表 158 33 条請求から結果が出るまでの期間

	実数	%
1 ヶ月未満	0	0.0
～3 ヶ月未満	1	20.0
～6 ヶ月未満	1	20.0
～1 年未満	0	0.0
～1 年 6 ヶ月未満	0	0.0
～2 年未満	0	0.0
～2 年 6 ヶ月未満	0	0.0
～3 年未満	0	0.0
3 年以上	0	0.0
係属中	2	40.0
無回答	1	20.0
合計	5	100.0

表 159 33 条請求の結果

	実数	%
認容	2	40.0
却下	0	0.0
取下	1	20.0
係属中	2	40.0
無回答	0	0.0
合計	5	100.0

表 160 認容の場合の決定内容・理由

(プライバシー保護のため割愛)

表 161 認容の場合の保護者の態度

	実数	%
無視	0	0.0
積極的同意	0	0.0
消極的同意(諦め)	1	50.0
その他	1	50.0
無回答	0	0.0
合計	2	100.0

表 162 「その他」の内容

父親は服役中であり不明
-------------

表 163 認容の場合に児童相談所が最初にとった対応

	実数	%
33条請求時点における児童の処遇に変化なし	1	50.0
施設入所措置	0	0.0
里親委託	0	0.0
その他	1	50.0
無回答	0	0.0
合計	2	100.0

表 164 「その他」の内容

祖母宅に帰す
--------

表 165 未成年後見人について

	実数	%
選任あり	1	50.0
選任なし	1	50.0
無回答	0	0.0
合計	2	100.0

表 166 「選任あり」の場合の該当者

祖母
----

表 167 「選任なし」の場合の理由

適切未成年後見人が見当たらない。
------------------

表 168 却下・取下げの場合に児童相談所がとった措置

	実数	%
33条請求時点における児童の処遇に変化なし	1	100.0
施設入所措置	0	0.0
里親委託	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	1	100.0

表 169 審判係属中の場合の現在の処遇状況

	実数	%
在宅指導	0	0.0
一時保護	0	0.0
一時保護委託	0	0.0
施設入所	2	40.0
里親委託	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	3	60.0
合計	5	100.0

表 170 33条の6を本案とした保全処分申立の有無

	実数	%
あり	3	60.0
なし	1	20.0
無回答	1	20.0
合計	5	100.0

表 171 保全処分の内容

・親権者の職務執行の停止及び、職務代行者の選任。 親権者としての職務停止と申立人を職務代行者に選任すること 親権者の未成年者に対する職務執行の停止。
--

表 172 保全処分決定の内容・理由

(プライバシー保護のため割愛)

(2)－5 3号措置と併行した2号措置

表 173 主たる虐待の種別

	実数	%
身体的虐待	61	41.8
性的虐待	6	4.1
ネグレクト	43	29.5
心理的虐待	15	10.3
無回答	21	14.4
合計	146	100.0

表 174 従たる虐待の種別

	実数	%
身体的虐待	20	13.7
性的虐待	2	1.4
ネグレクト	25	17.1
心理的虐待	26	17.8
無回答	82	56.2
合計	146	100.0

表 175 虐待者(MA) (n=146)

	実数	%
実父	34	23.3
実母	18	12.3
実父以外の父親	83	56.8
実母以外の母親	6	4.1
その他	9	6.2
無回答	24	16.4

表 176 通告・相談者

	実数	%
家族	14	9.6
親戚	5	3.4
近隣・知人	7	4.8
児童本人	2	1.4
福祉事務所	16	11.0
児童委員/主任児童委員	4	2.7
保健所	3	2.1
医療機関	10	6.8
児童福祉施設(保育所除く)	3	2.1
警察	18	12.3
学校/幼稚園/保育所	23	15.8
その他	19	13.0
無回答	22	15.1
合計	146	100.0

表 177 立入調査の有無

	実数	%
あり	11	7.5
なし	105	71.9
無回答	30	20.5
合計	146	100.0

表 178 相談・通告の概要

	実数	%
記入あり	134	91.8
記入なし	12	8.2
合計	146	100.0

表 179 相談・通告の概要に見るハイリスク要因(n=134)

	実数	%
DV	2	1.4
保護者の精神保健問題	4	3.0
薬物/アルコール依存の傾向	9	6.7
性的虐待	6	4.5
過去の虐待歴(ケース継続中での事態急変や通告を含む)	3	2.2
上記の合計	24	17.9
上記の重複	1	0.7

表 180 2号措置の内容

	実数	%
児童福祉司指導	108	74.0
児童委員指導	0	0.0
知的障害者福祉司指導	0	0.0
社会福祉主事指導	1	0.7
児童家庭支援センター指導	1	0.7
無回答	37	25.3
合計	146	100.0

表 181 施設入所・里親委託との別

	実数	%
施設入所措置	120	82.2
里親委託	7	4.8
無回答	19	13.0
合計	146	100.0

表 182 「施設入所措置」の場合の施設種別

	実数
児童養護施設	86
乳児院	19
肢体不自由児施設	3
情緒障害児短期治療施設	2
児童自立支援施設	2
その他	1

表 183 措置の経緯（施設入所措置）

	実数	%
保護者の同意に基づく措置	96	80.0
児童福祉法第 28 条の承認に基づく措置	24	20.0
無回答	0	0.0
合計	120	100.0

表 184 措置の経緯（里親委託）

	実数	%
保護者の同意に基づく措置	7	100.0
児童福祉法第 28 条の承認に基づく措置	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	7	100.0

表 185 当該 2 号措置の頻度、内容、担当者 (MA)  
(n=146)

	実数	%
週 1 回程度の保護者への通所指導	0	0.0
2 週間に 1 回程度の保護者への通所指導	5	3.4
3 週間に 1 回程度の保護者への通所指導	2	1.4
1 ヶ月に 1 回程度の保護者への通所指導	42	28.8
2 ヶ月に 1 回程度の保護者への通所指導	7	4.8
週 1 回程度の児童への通所指導	0	0.0
2 週間に 1 回程度の児童への通所指導	5	3.4
3 週間に 1 回程度の児童への通所指導	0	0.0
1 ヶ月に 1 回程度の児童への通所指導	12	8.2
2 ヶ月に 1 回程度の児童への通所指導	1	0.7
週 1 回程度の訪問指導	4	2.7
2 週間に 1 回程度の訪問指導	3	2.1
3 週間に 1 回程度の訪問指導	0	0.0
1 ヶ月に 1 回程度の訪問指導	18	12.3
2 ヶ月に 1 回程度の訪問指導	13	8.9
その他の指導	27	18.5
無回答	46	31.5

表 186 「2 週間に 1 回程度の保護者への通所指導」の担当者

	実数
児童福祉司	2
その他	4

表 187 「3 週間に 1 回程度の保護者への通所指導」の担当者

	実数
児童福祉司	2

表 188 「1 ヶ月に 1 回程度の保護者への通所指導」の担当者

	実数
児童福祉司	28
児童福祉司+心理職	5
児童福祉司+医師	3
心理職	4
その他	3

表 189 「2 ヶ月に 1 回程度の保護者への通所指導」の担当者

	実数
児童福祉司	3
児童福祉司+心理職	3
その他	1

表 190 「2 週間に 1 回程度の児童への通所指導」の担当者

	実数
心理職	6

表 191 「1 ヶ月に 1 回程度の児童への通所指導」の担当者

	実数
心理職	8
心理職+児童福祉司	4

表 192 週 1 回程度の訪問指導

	実数
児童福祉司	2
その他	2

表 193 「2週間に1回程度の訪問指導」の担当者

	実数
児童福祉司+生活保護ケースワーカー	2
その他	1

表 194 「1ヶ月に1回程度の訪問指導」の担当者

	実数
児童福祉司	13
児童福祉司+市の保健師	2
その他	3

表 195 「2ヶ月に1回程度の訪問指導」の担当者

	実数
児童福祉司	10
その他	2

表 196 「その他の指導」の内容

28条申立前に他県に転居。他県の見相が関わっている。保護者にはこちらから児の状況を知らせる通信を出している。
1回、嘱託医(虐待専門カウンセラー)
1年に2～3回程度児童福祉司・心理判定員訪問指導
2ヶ月に1回程度のケース協議…児童福祉司及び訪問指導担当者
3ヶ月に1回程度の児童への施設訪問指導。地区担当児童福祉司・心理判定員
CPが2回/月施設に行く。6ヵ月経続
一時保護2回、延18日。児童福祉司、心理判定員、保育士
引き取り先を祖父母宅にしたため改善、様子確認のみ
各学期ごとに1回親通所。児童福祉司、心理判定員
虐待対応職員による1ヶ月2～3回程度の訪問・電話指導
虐待対策班、心理による指導(5回)対策班・施設とのカンファ
施設への定期的な面会、及び転居等の養育環境の整備を行なう。児童福祉司
施設への面会指導、毎日、保育師、保健師他
児童は宿泊指導、継母は月2回の通所指導
児童福祉司:家庭訪問、保護者来所
児童福祉司による1ヶ月2～3回程度の訪問・電話指導
児童福祉司による2ヶ月に1～2回程度の電話指導
主任児童委員が日常的に母の相談を受け止める。
親族との面接、2ヶ月に1回程度
担当CWが、随時家庭訪問を実施、又施設と連絡を取り合い面会、外泊について指示している
不定期で保護者の通所指導、担当者児童福祉司
保育園をつづじての母親の指導と様子観察
保育園入園、主任児童委員地区担当者

保健師、福祉事務所ワーカーにも指導してもらう

保護者からの電話相談への指導、頻繁に、児童福祉司  
面会指導、月1回程度、児童福祉司

表 197 13条に基づく指導担当者への意見聴取状況

	実数	%
あり	8	5.5
なし	106	72.6
無回答	32	21.9
合計	146	100.0

表 198 「あり」の場合の内容

・指導経過報告等
・指導経過報告等
まだひきとっていない
家庭の状況。児童の受け入れ状況-面会・外泊状況、児童相談所との関わりの継続確認。
家庭引き取りの適否について
家庭復帰を目指した取り組み内容と、保護者に示した引き取り条件等について
施設への面会状況、転居後の訪問時の状況
施設入所後の母親の就労状況、養育態度、施設への面会状況
施設入所後の母親の就労状況、養育態度、施設への面会状況
処遇会議の中で、指導担当者の意見聴取を実施。

表 199 指導担当者への意見聴取の結果

	実数	%
保護者の意に反して27条1項3号の措置を継続	0	0.0
保護者の意向どおり家庭引き取り	7	87.5
その他	1	12.5
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

表 200 「その他」の内容

まだ入所中、指導中
家族関係の再構築が図られていないため、保護者の同意による第27条第1項第3号の措置を継続中。
情短へ措置変更
保護者が同意を撤回したので28条を申立て、決定になった

調査票記入要領

平成15年2月7日

都道府県  
指定都市

児童相談所長 殿

日本子ども家庭総合研究所

ソーシャルワーク研究担当部長 才村 純

児童相談所における法的対応の実態等に関する調査のご協力について（お願い）

厳寒の候、貴殿におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当研究所の調査研究に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当研究所では厚生労働省の補助のもとに標記調査を実施することになりました。児童虐待問題が深刻化する中、その対応において中心的役割を担う児童相談所の適切かつ積極的な取組みが一層強く求められております。特に、虐待への対応では、立入調査や職権保護などの法的対応が極めて重要な業務となっており、多くの児童相談所では対応に苦慮されているにもかかわらず、その実態が十分把握できていないとは言えません。このため、本調査は、児童相談所における法的対応の実態について総合的な把握を行うことによる上での基礎的な資料を得るために行うものです。

国では、現在、社会保障審議会児童部会に児童虐待の防止等に関する専門委員会を設け、児童虐待防止制度の改正に向けた検討を行っております。本調査によるデータはこの委員会にも報告し、今後の法制度の見直しに基礎資料として活用する所存です。

ご多用の中、また、ご負担の大きい調査で誠に恐縮ですが、どうか本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。勝手ではございますが、ご回答いただいた調査票は2月28日までに同封の返信用封筒にて当研究所までご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査票は各都道府県、指定都市の児童福祉主管課にもご参考までに送付しておりますことを申し添えます。

お問い合わせ先および調査票送付先

日本子ども家庭総合研究所

〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8

才村 純（主任研究者） Ⅸ 03-3473-8373

磁谷昌司 Ⅸ 03-3473-8341

伊藤嘉余子 Ⅸ 03-3473-8347

Fax 03-3473-8408

＜全体事項＞

- ・ 本調査は虐待事例を対象とします。
- ・ 調査票A（赤色の質問紙）はすべての児童相談所においてご記入ください。調査票B～Fは該当事例がある場合にのみそれぞれご記入ください。各調査票は1事例用になっております。したがって、複数の事例がある場合は、誠にお手数ですが、事例分をコピーのうえ、ご回答ください。
- ・ 調査票B～Fの右側の事例番号欄には、事例ごとに1からの通し番号を記入してください。例えば、該当事例が3つある場合、調査票Bの1枚目の事例番号欄には「1」を、2枚目には「2」を、3枚目には「3」と記入してください。ただし、同一の事例は、調査票が異なっても同一の事例番号をご記入ください。例えば、調査票Bの2枚目の「2」と、調査票Cの1枚目の事例が同一である場合は、調査票Cには「2」となります。

＜調査票A＞

※調査票Aは、すべての児童相談所においてご回答ください。

- 1 受付年度や処理・未処理にかかわらず、平成13年度～14年度上半期において立入調査を行った児童虐待事例件数をご回答ください。
- 2 1が立入調査を完了した児童虐待事例件数であるのに対し、ここでは立入調査執行に着手しながら、実際には執行できなかった件数をご回答ください。
- 5 「職権保護を行った件数」とは、児童相談所の判断で一時保護した事例のうち、児童相談所が保護者に対し一時保護を認めたにもかかわらず、保護者が処遇決定（住宅指導、施設入所措置等）までこれに納得せず、引取りを要求し続けた事例の件数をさします。
- 7 受付年度や処理・未処理にかかわらず、平成13年度～14年度上半期において児童福祉法第28条申立を行った児童虐待事例件数をご回答ください。
- 9 受付年度や処理・未処理にかかわらず、平成13年度～14年度上半期において児童福祉法第33条の6による親権喪失宣告請求を行った児童虐待事例件数をご回答ください。
- 10 平成13年度～平成14年度上半期において、児童福祉法第27条第1項第3号の措置と併行して、児童福祉法第27条第1項第2号の措置を行った児童虐待事例件数をご回答ください。

<調査票B>

※ 調査票Bは、調査票Aの設問1および2において該当事例がある場合にご回答ください。

8-9 立入調査の事前告知の有無

立入調査を行う旨あらかじめ保護者に伝えられたかどうかについて、該当する番号1つに○をつけてください。

8-10 立入調査執行の可否

立入調査を完了できず、執行に着手しなかったかについて、該当する番号1つに○をつけてください。

8-17 立入調査後の対応

立入調査後に最初に行った処理の内容について、該当する番号1つに○をつけてください。

8-18 立入調査後の保護者の児童相談所への態度

立入調査時ではなく、立入調査を行った後の保護者の児童相談所に対する態度について、該当する番号1つに○をつけてください。

<調査票C>

※ 調査票Cは、調査票Aの設問5において該当事例がある場合にご回答ください。

※ 職権一時保護の事例とは、本記入要領「5」で解説したように、児童相談所の判断で一時保護した事例のうち、児童相談所が保護者に対し一時保護を認めたにもかかわらず、保護者が処遇決定（在宅指導、施設入所措置等）までこれに納得せず、引取りを要求し続けた事例とします。

9-7 立入調査の有無

当該一時保護に先立って立入調査を行ったかどうかについて、該当する番号1つに○をつけてください。

9-10 一時保護の告知の有無

一時保護を行う又は行った事実を保護者に伝えられたかどうかについて、該当する番号1つに○をつけてください。

9-11-1 職権一時保護時の保護者による加害・妨害の状況

職権一時保護を行う際の児童相談所職員に対する保護者による状況を具体的に記入してください。なお、一時保護中における加害・妨害の状況は、9-15でお答えください。なお、加害・妨害とは、暴行、脅迫、暴言もしくはこれらの手段により児童相談所の業務遂行を妨害する行為をさします。

9-15 職権一時保護中の保護者による加害・妨害

職権一時保護中の児童相談所職員に対する保護者による状況を具体的に記入ください。一時保護を行う際の加害・妨害は9-11-1でお答えください。

9-18 職権一時保護解除後の対応

職権一時保護を解除した後の最初の処遇について、該当する番号1つに○をつけてください。

<調査票D>

※ 調査票Dは、調査票Aの設問7において該当事例がある場合にご回答ください。

10-7 立入調査の有無

当該申立に先立って立入調査を行ったかどうかについて、該当する番号1つに○をつけてください。

10-9 児童福祉審議会への意見聴取

当該申立の前後において児童福祉審議会の意見を聴取したかどうかについて、該当する番号1つに○をつけてください。

10-14-3 承認の場合に児童相談所が最初にとった措置

家庭裁判所による承認後初めてとられた措置の内容について、該当する番号1つに○をつけてください。

<調査票E>

※ 調査票Eは、調査票Aの設問9において該当事例がある場合にご回答ください。

11-7 立入調査の有無

当該請求に先立って立入調査を行ったかどうかについて、該当する番号1つに○をつけてください。

11-13-3 認容の場合に児童相談所が最初にとった措置

家庭裁判所による認容がなされた後、初めてとられた措置の内容について、該当する番号1つに○をつけてください。

<調査票F>

※ 調査票Fは、調査票Aの設問10において該当事例がある場合にご回答ください。

<調査票A>

6 職権保護に関する現行の法制度上の課題やあり方について、ご自由にお書きください。

児童相談所名 \_\_\_\_\_  
 記入者職・氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

\* 設問5において該当事例がある場合は、まことにお手数ですが、調査票Dにもご回答ください。

Ⅲ 児童福祉法第28条申立について、おうかがいします。

7 平成13～14年度上半期(4～9月)において、児童福祉法第28条申立を行った虐待件数をご回答ください。

平成13年度	( )件
平成14年度上半期	( )件
合計	( )件

8 児童福祉法第28条申立に関する法制度上の課題やあり方について、ご自由にお書きください。

児童相談所名 \_\_\_\_\_  
 記入者職・氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

\* 設問7において該当事例がある場合は、まことにお手数ですが、調査票Dにもご回答ください。

Ⅳ 児童福祉法第33条の6による親権喪失宣告請求について、おうかがいします。

9 平成13～14年度上半期(4～9月)において、児童福祉法第33条の6による請求を行った虐待件数をご回答ください。

平成13年度	( )件
平成14年度上半期	( )件
合計	( )件

\* 該当事例がある場合は、まことにお手数ですが、調査票Eにもご回答ください。

V 児童福祉法第27条第1項第3号の措置と併せて、児童福祉法第27条第1項第2号の措置をとった児童虐待事例について、おうかがいします。

10 平成13～14年度上半期(4～9月)において、児童福祉法第27条第1項第3号の措置と併せて、児童福祉法第27条第1項第2号による指導をとった虐待件数をご回答ください。

平成13年度	( )件
平成14年度上半期	( )件
合計	( )件

\* 該当事例がある場合は、まことにお手数ですが、調査票Eにもご回答ください。

\*\*\* ご協力まことにありがとうございました。\*\*\*

<調査票A>

児童相談所名 \_\_\_\_\_  
 記入者職・氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

I 立入調査について、おうかがいします。

1 平成13～14年度上半期(4～9月)において、貴相談所が立入調査を行った件数をご回答ください。

平成13年度	( )件
平成14年度上半期	( )件
合計	( )件

2 平成13～14年度上半期(4～9月)において、貴相談所が立入調査執行に着手しなから、実際に執行できなかった件数を回答ください。

平成13年度	( )件
平成14年度上半期	( )件
合計	( )件

3 立入調査に関する現行の法制度上の課題やあり方について、ご自由にお書きください。

児童相談所名 \_\_\_\_\_  
 記入者職・氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

\* 設問1及び2において該当事例がある場合は、まことにお手数ですが、調査票Bにもご回答ください。

II 職権保護について、おうかがいします。

4 平成13～14年度上半期(4～9月)において、貴相談所が虐待を理由に一時保護及び一時保護委託を行った件数を回答ください。

	一時保護	一時保護委託	合計
平成13年度	( )件	( )件	( )件
平成14年度上半期	( )件	( )件	( )件
合計	( )件	( )件	( )件

5 上記設問4で回答された件数のうち、職権保護を行った件数について、再掲してください。

	一時保護	一時保護委託	合計
平成13年度	( )件	( )件	( )件
平成14年度上半期	( )件	( )件	( )件
合計	( )件	( )件	( )件

事例番号： 平成13～14年度上半期(4～9月)において、貴相談所で立入調査を決定したすべての児童虐待事例について、下記の表にご記入ください。 * 事例が複数ある場合、お手数ですが、本調査票をコピーの上、ご記入ください。		＜調査票B＞ 8-11-1 立入調査時の保護者による加害・妨害の内容	
8-1 平成( )年( )月に立入調査を実施 平成( )年( )月に立入調査を実施しようとしたができなかった	8-2 主たる虐待の種別 *1つに○ 1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 心理的虐待 * あてはまるものすべてに○ 1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 心理的虐待 8-4 虐待者 * あてはまるものすべてに○ 1 実父 2 実父以外の父親 3 実母 4 実母以外の母親 5 その他(具体的に: )	8-5 通告・相談者 *1つに○ 1 虐待者本人 2 虐待者本人以外の家族 3 親戚 4 近隣 知人 5 児童本人 6 福祉事務所 7 児童委員・主任児童委員 8 保健所 9 医療機関 10 児童福祉施設(保育所を除く) 11 警察 12 学校・幼稚園・保育所 13 その他	8-6 通告・相談から立入調査までの期間 *1つに○ 1 24時間未満 2 1～2日以内 3 3～4日以内 4 5～6日以内 5 1週間～2週間 6 3週間～1か月 7 2ヶ月～3か月 8 3か月～4ヶ月 9 5ヶ月～6ヶ月 10 7ヶ月～8か月 11 9ヶ月～10ヶ月 12 その他( 年 月)
8-11 立入調査時の保護者の態度 *1つに○ 1 特段の抵抗なし 2 威圧的・暴力的態度 3 保護者不在 4 その他(具体的に: )		8-12 立入調査時における警察官の協力要請の有無 *1つに○ 1 要請した 2 要請しなかった	
8-13 立入調査時の体制(立入調査に同行した職種と人数) *あてはまるものすべてを記入		8-14 立入調査時の状況を具体的に	
8-13-1 児童福祉司 ( )人 8-13-2 児童相談所(嘱託)医師 ( )人 8-13-3 児童相談所外の医師 ( )人 8-13-4 親戚 ( )人 8-13-5 福祉事務所のワーカー ( )人 8-13-6 児童委員・主任児童委員 ( )人		8-13-7 保健所の保健師 ( )人 8-13-8 児童相談所の(嘱託)医師 ( )人 8-13-9 児童相談所外の医師 ( )人 8-13-10 警察官 ( )人 8-13-11 学校の教員・保育士 ( )人 8-13-12 その他( )人 合計(児童福祉司～その他) ( )人	
8-15 立入調査を円滑に行うために工夫したこと		8-16 児童福祉法第62条に基づく刑事告発の有無 *1つに○ 1 有(内容: ) 2 無(理由: )	
8-17 立入調査後の対応 *1つに○ 1 一時保護 2 施設入所措置 3 里親委託 4 在宅指導 5 その他(具体的に: )		8-18 立入調査後の保護者の児童相談所への態度 *1つに○ 1 拒否的態度・無視 2 威圧的・暴力的態度 3 親和的・協力的態度	
8-19 立入調査指示権限の児童相談所長への委任の有無 *1つに○ 1 あり 2 なし		8-19 立入調査指示権限の児童相談所長への委任の有無 *1つに○ 1 あり 2 なし	
8-9 立入調査の事前告知の有無 *1つに○ 1 告知した 2 告知しなかった		8-10 立入調査執行の可否 *1つに○ 1 可(→設問8-11へ) 2 否	
8-10-1 執行できなかった場合の理由 *あてはまるものすべてに○ 1 確認されていたため 2 保護者が強い抵抗を示したため 3 保護者が不在であったため 4 児童が不在であったため 5 転居していたため 6 その他(具体的に: )		* 立入調査を執行できなかった場合、ここで置回は終了です。	

<調査票C>

<調査票C>

事例番号:

平成13~14年度上半期(4~9月)において、貴相談所で職権一時保護を行ったすべての児童虐待事例について、下記の表にご記入ください。  
\* 事例が複数ある場合、お手数ですが、本調査票をコピーの上、ご記入ください。

9-1 平成( )年( )月( )日に( )一時保護 ( )一時保護委託 ( )いずれかに○)を実施

9-2 主たる虐待の種類 *1つに○	9-5 通告・相談者 *1つに○	9-6 通告・相談から 職権一時保護までの期間 *1つに○
1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 心理的虐待 9-3 扱たる虐待の種類 *あてはまるものすべてに○	1 虐待者本人 2 虐待者本人以外の家族 3 親戚 4 近隣・知人 5 児童本人 6 福祉事務所 7 児童委員・主任児童委員 8 保健所 9 医療機関 10 児童福祉施設(保育所を除く) 11 警察 12 学校・幼稚園・保育所 13 その他(具体的に: )	1 24時間以内 2 1~2日以内 3 2~7日以内 4 1週間から1ヶ月以内 5 1~3か月以内 6 3~6か月以内 7 半年以上 9-7 立入調査の有無 *1つに○
1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 心理的虐待 9-4 虐待者 *あてはまるものすべてに○	1 実父 2 実父以外の父親 3 実母 4 実母以外の母親 5 その他(具体的に: )	1 あり 2 なし

9-8 相談・通告の概要

9-9 職権一時保護を行った理由

9-10 一時保護の告知の有無  
\*1つに○。該当する数字を記入

1 一時保護前に告知した  
2 一時保護( )日後に告知した  
3 告知しなかった

9-10-1 一時保護先の告知の有無  
\*1つに○

1 一時保護先を告知した  
2 一時保護先を告知しなかった

9-11 職権一時保護時の保護者の態度  
\*1つに○

1 特段の抵抗なし  
2 威圧的・暴力的態度  
3 保護者不在  
4 その他(具体的に: )

9-11-1 職権一時保護時の保護者による加害・妨害の内容  
\*1つに○

1 あり  
(具体的に: )  
2 なし

9-12 職権一時保護時における警察官の協力要請の有無  
\*1つに○

1 要請した  
2 要請しなかった

9-13 一時保護実施時の体制(一時保護に関わった職種と人数)  
\*あてはまるものすべてを記入

9-13-1 児童福祉司 ( )人	9-13-7 保健所の保健師 ( )人
9-13-2 心理料定員 ( )人	9-13-8 児童相談所の(嘱託)医師 ( )人
9-13-3 児童相談所の管理職 ( )人	9-13-9 児童相談所外の医師 ( )人
9-13-4 親戚 ( )人	9-13-10 警察官 ( )人
9-13-5 福祉事務所のワーカー ( )人	9-13-11 学校等の教員・保育士 ( )人
9-13-6 児童委員・主任児童委員 ( )人	9-13-12 その他( ) ( )人
合計(児童福祉司~その他) ( )人	

9-14 職権一時保護中の保護者の児童相談所への態度  
\*1つに○

1 引取を主張  
2 親和的・協力的態度  
3 認め  
4 その他(具体的に: )

9-15 職権一時保護中の保護者による加害・妨害の有無と内容  
1 あり  
(具体的に: )  
2 なし

9-16 職権一時保護中の面会の制限  
\*1つに○

1 面会制限あり  
2 面会制限なし

9-16-1 面会制限の理由

9-17 職権一時保護中の通信の制限  
\*1つに○

1 通信制限あり  
2 通信制限なし

9-17-1 通信制限の理由

9-18 職権一時保護解除後の対応  
\*1つに○

1 児童福祉法第28条申立を経て施設入所  
2 児童福祉法第28条申立を経て里親委託  
3 保護者の同意による施設入所  
4 保護者の同意による里親委託  
5 在宅指導が適当と判断し、在宅指導  
6 やむを得ず家庭引取りし、在宅指導  
7 やむを得ず家庭引取りし、在宅指導なし  
8 一時保護中  
9 その他(具体的に: )

9-19 職権一時保護解除後の保護者の児童相談所への態度  
\*1つに○

1 引取を主張  
2 親和的・協力的態度  
3 認め  
4 その他(具体的に: )

9-20 職権保護前と職権保護解除後における保護者の児童相談所への態度の変化  
\*1つに○

1 あり  
2 なし

9-20-1 変化の理由



<調査票D>

10-19 申立前と後における 保護者の児童相談所への態度の変化 *1つに○	10-19-1 保護者の変化について
1 あり 2 なし	
10-20 28条を本案とした 保全処分申立の有無 *1つに○	10-20-1 申立の対象となった保全処分の内容
1 あり 2 なし	10-20-2 保全処分決定の内容・理由

<調査票D>

10-14-5 却下・取下げの場合に児童相談所がとった措置 *1つに○	10-14-6 継続中の場合の現在の処置状況
1 児童養護施設への措置 2 乳児院への措置 3 児童自立支援施設への措置 4 情緒障害児短期治療施設への措置 5 その他施設への入所(具体的に: 6 在宅指導(具体的に: 7 その他の処遇(内容と理由を具体的に: )	

10-14-7 審判に係る附帯条件等の状況  
\*あてはまるものすべてに○

1 調査過程において、裁判所側から児童相談所に条件提示や要請あり (具体的内容:たとえは指導計画の提示要請	
2 調査過程において、裁判所側から保護者に条件提示や要請あり (具体的内容:	
3 審判理由中で、児童相談所に条件提示や要請あり (具体的内容:	
4 審判理由中で、保護者に条件提示や要請あり (具体的内容:	
5 裁判所側からの条件提示や要請はなかった	

10-21 一時保護や児童福祉法第27条第1項第3号の措置について取得する上で有効と思われる対応 *あてはまるものすべてに○	10-22 一時保護や児童福祉法第27条第1項第3号の措置について取得するために実際にとった対応 *あてはまるものすべてに○
1 児童福祉審議会に意見聴取する旨を伝える 2 行政不服申立を行うよう教示する 3 保護者に代理人をつけさせる 4 親子分離を図る際に何らかの条件提示を行う 5 その他(具体的に: )	1 児童福祉法第27条第1項第3号措置をとった後の、保護者の児童相談所への態度 *1つに○ 2 引取を主張 3 その他(具体的に: )

10-15 児童福祉法第27条第1項第3号措置をとった後の、保護者の児童相談所への態度 *1つに○	10-16 児童福祉法第27条第1項第3号措置をとった後の、保護者の施設・里親への態度 *1つに○
1 引取を主張 2 親和的・協力的態度 3 その他(具体的に: )	1 引取を主張 2 親和的・協力的態度 3 その他(具体的に: )

10-17 児童福祉法第27条第1項第3号措置をとった後の、児童虐待防止法第12条の面会の制限 *1つに○	10-17-1 面会制限の理由
1 面会制限あり 2 面会制限なし	
10-18 児童福祉法第27条第1項第3号措置をとった後の、児童虐待防止法第12条の通信の制限 *1つに○	10-18-1 通信制限の理由
1 通信制限あり 2 通信制限なし	

<調査票E>

11-13 33条請求の結果 *1つに○	
1 認容	
2 却下(→設問 11-13-5へ)	
3 取下(→設問 11-13-5へ)	
4 係属中(→設問 11-13-6へ)	

  

11-13-1 認容の場合の決定内容・理由	
11-13-2 認容の場合の保護者の態度 *1つに○	11-13-3 認容の場合に児童相談所が最初にとった対応
1 無視 2 積極的同意 3 消極的同意(締め) 4 その他 (具体的に: )	1 設問11-11の処遇に変化なし 2 施設入所措置 3 里親委託 4 その他 (具体的に: )
11-13-4 未成年後見人について *1つに○	1 選任あり (誰が: ) 2 選任なし (理由: )

  

11-13-5 却下・取下の場合に児童相談所がとった措置 *1つに○	11-13-6 審判係属中の場合の現在の処遇状況
1 設問11-11の処遇に変化なし 2 施設入所措置 3 里親委託 4 その他(具体的に: )	1 在宅指導 2 一時保護 3 一時保護委託 4 施設入所 5 里親委託 6 その他(具体的に: )

  

11-14 33条の6を本案とした 保全処分申立の有無 *1つに○	11-14-1 申立の対象となった保全処分の内容
1 あり 2 なし	

  

11-14-2 保全処分決定の内容・理由

<調査票E>

事例番号: 平成13~14年度上半期(4~9月)において、貴相談所で児童福祉法第33条の6による親権喪失宣告の請求を行ったすべての児童虐待事例について、下記の表にご記入ください。 * 事例が複数ある場合、お手数ですが、本調査票をコピーの上、ご記入ください。		
11-1 平成( )年( )月に児童福祉法第33条の6を請求(以下、33条請求)		
11-2 主たる虐待の種別 *1つに○	11-5 通告・相談者 *1つに○	11-6 通告・相談から33条請求までの期間 *1つに○
1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネット 4 心理的虐待	1 家族 2 親戚 3 近隣・知人 4 児童本人 5 福祉事務所 6 児童委員・主任児童委員 7 保健所 8 医療機関 9 児童福祉施設(保育所を除く) 10 警察 11 学校・幼稚園 保育所 12 その他	1 24時間以内 2 1~2日以内 3 2~7日以内 4 1週間から1ヶ月以内 5 1~3か月以内 6 3~6か月以内 7 半年以上 11-7 立入調査の有無 *1つに○
11-3 従たる虐待の種別 *あてはまるものすべてに○		
1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネット 4 心理的虐待		
11-4 虐待者 *あてはまるものすべてに○		
1 実父 2 実父以外の父親 3 実母 4 実母以外の母親 5 その他		
11-8 相談・通告の概要		
11-9 33条請求を行った理由		
11-10 33条請求に対する保護者の態度 *1つに○		
1 無視 2 威圧的・暴力的態度 3 親和的・協力的態度	11-11 33条請求時点における児童の処遇 *1つに○	11-12 33条請求から結果が出るまでの期間 *1つに○
1 一時保護、一時保護委託 2 施設入所措置 3 里親委託 4 在宅指導	1 1か月未満 2 1か月以上3か月未満 3 3か月以上6か月未満 4 6か月以上1年未満 5 1年以上1年6か月未満 6 1年6か月以上2年未満 7 2年以上2年6か月未満 8 2年6か月以上3年未満 9 3年以上 10 係属中 (33条請求からの期間: 月)	

<調査票F>

事例番号:

平成13～14年度上半期(4～9月)において、貴相談所で児童福祉法第27条第1項第3号の措置がとられている事例で、併せて児童福祉法第27条第1項第2号措置を行ったすべての児童虐待事例について、下記の表にご記入ください。  
\* 事例が複数ある場合、お手数ですが、本調査票をコピーの上、ご記入ください。

12-1 平成( )年( )月に児童福祉法第27条第1項第2号措置を決定(以下、2号措置)

12-2 主たる虐待の種類 *1つに○		12-5 通告・相談者 *1つに○	
1 身体的虐待	2 性的虐待	1 家族	2 親戚
3 ネグレクト	4 心理的虐待	3 近隣・知人	4 児童本人
12-3 従たる虐待の種類 *あてはまるものすべてに○		5 福祉事務所	6 児童委員・主任児童委員
1 身体的虐待	2 性的虐待	7 保健所	8 医療機関
3 ネグレクト	4 心理的虐待	9 児童福祉施設(保育所を除く)	10 警察
		11 学校・幼稚園・保育所	12 その他
12-4 虐待者 *あてはまるものすべてに○		12-6 立入調査の有無 *1つに○	
1 実父	2 実父以外の父親	1 あり	
3 実母	4 実母以外の母親	2 なし	
5 その他			

12-7 相談・通告の概要

12-8 2号措置の内容 *あてはまるものすべてに○		12-9 施設入所・里親委託との別 *1つに○	
1 児童福祉司指導	2 児童委員指導	1 施設入所措置	2 里親委託
3 知的障害者福祉司指導	4 社会福祉士専指導	(施設種別: )	
5 児童家庭支援センター指導		12-10 12-9で回答した措置の経緯 *1つに○	
		1 保護者の同意に基づく措置	
		2 児童福祉法第28条の承認に基づく措置	
		3 その他 (具体的に: )	

<調査票F>

12-10 当該2号措置の頻度、内容、内容、担当者  
\*あてはまるものすべてに○

- 1 週1回程度の保護者への通所指導(担当者: )
- 2 2週間に1回程度の保護者への通所指導(担当者: )
- 3 3週間に1回程度の保護者への通所指導(担当者: )
- 4 1ヶ月に1回程度の保護者への通所指導(担当者: )
- 5 2ヶ月に1回程度の保護者への通所指導(担当者: )
- 6 週1回程度の児童への通所指導(担当者: )
- 7 2週間に1回程度の児童への通所指導(担当者: )
- 8 3週間に1回程度の児童への通所指導(担当者: )
- 9 1ヶ月に1回程度の児童への通所指導(担当者: )
- 10 2ヶ月に1回程度の児童への通所指導(担当者: )
- 11 週1回程度の訪問指導(担当者: )
- 12 2週間に1回程度の訪問指導(担当者: )
- 13 3週間に1回程度の訪問指導(担当者: )
- 14 1ヶ月に1回程度の訪問指導(担当者: )
- 15 2ヶ月に1回程度の訪問指導(担当者: )
- 16 その他の指導(指導内容、頻度、担当者を具体的に:  
)

12-11 児童虐待の防止等に関する法律  
第13条に基づく指導担当者への  
意見聴取の状況  
\*1つに○

- 1 あり  
(内容を具体的に:  
)
- 2 なし

12-11-1 指導担当者への意見聴取の結果  
\*1つに○

- 1 保護者の意に反して第27条第1項第3号の措置を継続
- 2 保護者の意向どおり家庭内取り
- 3 その他  
(具体的に:  
)